

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	4	4 - ( 1 ) 民間事業者に委ねる業務範囲	現行体制で官のみが担っている業務を、今回事業では民間事業者が担務する事になるが、民間での決定権は無く、必ず官の承認・承諾が必要だと理解しているが間違いないでしょうか。	新たに事業者に委ねる業務についても、市が承認を行う範囲は、モニタリング基本計画に示すとおり、限定的となります。 事業者が本事業を主体的に実施するとともに、自ら業務内容をチェックしていただくことが基本であると考えており、全ての項目を市が事前にチェックするのではなく、後の工程に大きな影響が生じる事項に限り、承認事項として事前に市が承認を行うこととしています。
2	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	4	運営（計画・設計・施工、業務工程の総合調整）	運営については精算手続きを除いて、ほとんどの業務が官側から民側に移管されると言うことでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者に委ねる具体的な運営業務の範囲は、要求水準書第 4 に示すとおりです。
3	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	4	材料・工法の選定	路線選定は官側、路線の更新方法における材料・工法の選定は民側となっています。施工の可否を検討する（基本設計）を民間で行うと考えて良いでしょうか。また、施工が不可能という結果となった場合、ルート見直し（基本計画）の見直しは官側（路線の選定）になると考えてよろしいでしょうか。	材料・工法の選定など、設計上の基本的な事項の設定から事業者に担っていただくというのが、本事業の基本的な建付けとなります。具体的な設計業務における事業者の業務範囲については、要求水準書第 5 に示すとおりです。 また、設計どおりの施工が不可能となった場合において、新設管の埋設ルートの見直しといった代替措置の検討についても、本事業では事業者に担っていただく想定としています。 なお、事業者の責めによらず、やむを得ない不測の事態が生じ、履行することが明らかに合理的ではない路線が生じた場合の対応については、要求水準書第 4 - 2 - ( 6 ) に示すとおりです。
4	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	4	地元調整	地元調整は「現行体制」と「事業範囲」と変化はありませんが、業務は現行と同じと考えてよろしいでしょうか。	現行の市と請負工事業者との分担と比べて、本事業では、S P C や施工管理企業が工事全体の施工管理を総括する役割を担うことから、地元調整に係る民間事業者側の対応範囲を広げています。具体的な業務内容は、要求水準書第 6 - 2 - ( 4 ) に示すとおりです。
5	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	4	施工管理・工事完成検査	施工管理・工事完成検査は民となっています。工事施工中に設計変更が生じた場合、民側の施工監理を実施する技術員の判断に委ねられる（官側の確認、決定は不要）と考えてよろしいでしょうか。	工事施工中に設計変更が生じた場合の対応は、計画・運営業務責任者のもとで、運営業務を担う者が行うこととなり、事業者における設計変更の具体的な内容と市の承認を要する部分については、要求水準書第 4 - 2 - ( 4 ) に示すとおりです。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
6	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	4	路線毎の断通水計画の策定	本業務には官側に〇がありませんが、本業務は各浄水場との水運用の調整を民間事業者側のみで行い、最終決定まで行わなければならないということでしょうか。調整した結果、水運用に障害が生じた場合、民間側が全てのリスクを負うことになるのでしょうか。	<p>施工段階における断通水作業計画の策定と調整において、要求水準書第3-2-(2)イに示すとおり事業者委ねるものでありますが、断通水計画は市と協議のうえ作成し、最終的には市が承認する形で完成することとなります。各浄水場との調整は市において実施し、この結果、断通水条件に影響を及ぼす場合は、市が事業者に条件提示を行います。</p> <p>なお、事業者の責めによらず、市が承認した内容について変更が生じ、それに伴い設計費・工事費・断通水作業費の変更が必要となった場合は事業費変更の対象としますが、S P C 経費については、これらの対応分も見込んでいるため、提案時において確定するものとしており、事業費変更の対象とはしません。また、市が承認した内容の変更が生じたことによって水運用に障害が生じた場合に市側で発生する対応費用や損失について、当該変更が事業者の責めによらない場合は、事業者が負担するものではありません。</p>
7	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	5	4本事業のスキーム (2)事業量・事業期間・事業費 事業費	債務負担行為設定予定額の575億円について、本事業の入札時点での予定額であり、後述の精算行為による増減額は含まれていない、という理解で宜しいでしょうか。	<p>事業案で示した債務負担行為設定予定額の575億円を算出するにあたっては、市が設定する基本条件（施工の困難性を一定考慮）に基づき工事費、設計費及び断通水作業費を算出していますが、実際の施工条件と当該基本条件との乖離等に起因する工事費等の増減を織り込んだものではありません。</p> <p>なお、ご質問の「入札時点での予定額」が、予定価格という意味であれば、債務負担行為設定額の575億円と予定価格とは一致しません。なお、No.10の回答を参照ください。</p>
8	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	5	事業費	事業費は、債務負担行為設定予定額で575億円とありますが、この予定額は金利・物価変動等の変動も考慮しての金額としているのでしょうか？	金利・物価変動等は考慮していません。なお、物価変動に関する事業者や市の負担の考え方については、事業契約書（案）別紙4の1を確認ください。
9	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	5	事業費	事業費の算定は、どの時点の単価により算出しているのでしょうか？	<p>事業案で示す債務負担行為設定予定額575億円の算定にあたって適用した設計費、工事費及び断通水作業費の単価については、入札予定価格と同様の単価を用いています。入札予定価格に適用する単価については、守秘義務対象資料として開示する参考資料No.1（予定価格（設計費）算出フロー及び積算特記事項）、No.2（予定価格（工事費）算出フロー及び積算特記事項）及びNo.3（予定価格（断通水作業費）の積算特記事項）に示しています。</p>

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
10	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	5	事業費575億円（税込）債務負担行為設定予定額	この事業費575億円はP7で示される「PFI-LCC」の総額を指しているかと理解してよろしいでしょうか。	事業案で示す債務負担行為予定額575億円については、事業案7ページのP F I - L C Cの内訳の図のうち「モニタリング経費」等の市側で発生する費用は含めていない一方で、P F I - L C Cでは含めている等の違いがあり、債務負担行為予定額とP F I - L C Cの総額とは一致しません。 なお、本事業の債務負担行為設定額は、対象事業量を約40kmとして算出していますが、令和4年度中に市において発注し契約に至った路線があったため、入札説明書第2-6等で示すとおり、入札案件としては対象事業量が約38kmとなっており、予定価格の算定においてはこうした点も反映しています。
11	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	6	5 本事業による効果	事業内容を鑑みても非常にタイトな設定だと考えます。5年程度前倒しとあるが算定根拠を開示いただけないでしょうか。	従来手法により本事業量を実施した場合、これまでの基幹管路の更新実績より令和18年度に工事完了する見込みとなりますが、令和4年5月から8月まで実施した市場調査の結果等を踏まえて、一連の業務を一括して事業者に委ねるP F I事業として実施することで、そのペースアップを図り令和13年度末までに完了することができるものと考えています。
12	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	6	5 本事業による効果	「事業期間8年間のうち、設計・施工等の期間を経て、概ね4年目以降からの5か年間で工事完了を想定」とありますが、「設計・施工等の期間」とはどのような期間ですか。（設計・施工等の施工と工事の違いは何でしょうか。）	「設計・施工等の期間」については、「各路線の更新に関し、計画から設計、施工を経て工事完了に至る期間のことです。 更新の前倒し効果に係る定量的評価を行うにあたって、これまでの局における基幹管路更新の実績から、計画から設計、施工を経て工事完了に至る期間として概ね3年程度必要であることを前提として、事業者による各路線の更新に関して、事業開始後、3年程度の計画・設計・施工の期間を順次必要とすることから、概ね4事業年度目から工事完了に至り、以降、8事業年度目までの実質5年間で本事業の全ての対象路線の更新が順次完了すると想定したものです。 ただし、これはあくまでも定量的評価を行うにあたっての市の想定であり、事業開始後の各路線の更新完了時期を拘束するものではありません。 なお、ご質問いただいた記載箇所において、意図をもって「施工」と「工事」の使い分けをしているものではありません。
13	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	6	5 本事業による効果 (1) ア . 本事業により大規模地震対策が5年程度前倒しで実施されることが期待できる	定量的な効果を示すうえで「更新ペースアップを期待した根拠(局実施：4km、新プラン8km)」が重要と考えます。事前に公表された資料では記載されておりましたが、今回その定量値を消去された理由についてご教示願います。	事業期間8年間を通じての平均更新ペースであるとの誤解を生じかねないため、事業案においては記載しないこととしました。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
14	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	6	本事業による効果	PSCの場合13年かかる事業を、PFI手法により5年間で前倒しを期待と示されておりますが、他事業者による設計施工一括方式による事業期間短縮効果と比較して、PFI手法はより短縮効果が顕著であると思います。約40%も事業期間を削減できると期待された理由をご教示下さい。	従来手法により本事業量を実施した場合、これまでの基幹管路の更新実績より令和18年度に工事完了する見込みとなりますが、令和4年5月から8月まで実施した市場調査の結果等を踏まえて、一連の業務を一括して事業者に委ねるPFI事業として実施することで、そのペースアップを図り令和13年度末までに完了することができるものと考えています。
15	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	まとめ発注による間接費の圧縮	事業費の中の設計費用にいて、本事業の路線毎を工区としてみなしてもらえるのか。また、設計費における延長も各工区毎として計算されるのか。（全体を1くくりとしてでは無く）	提案時の考え方については守秘義務対象資料として開示する参考資料No.1（予定価格（設計費）算出フロー及び積算特記事項）で、事業開始後の考え方については守秘義務対象資料として開示する関連資料集No.4（設計費及び工事費の路線ごと精算額確定のための共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整並びに積算基準について）で、それぞれ示しています。
16	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	まとめ発注による間接費の圧縮	事業費の中の工事費について、各路線毎の直工費に相当する経費の計上となるのか。本事業を1つの事業として全体工事費の経費率となるのか。	提案時の考え方については守秘義務対象資料として開示する参考資料No.2（予定価格（工事費）算出フロー及び積算特記事項）で、事業開始後の考え方については守秘義務対象資料として開示する関連資料集No.4（設計費及び工事費の路線ごと精算額確定のための共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整並びに積算基準について）で、それぞれ示しています。
17	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5 本事業による効果	事業費の試算結果（従来手法の場合、本事業の場合ともに）の内訳は公表して貰えますか。	予定価格の推測が容易となり競争性が阻害されることから、PSCとPFI-LCCに係る具体的な金額を示すことはできません。
18	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5 本事業による効果 (1) イ. 横棒グラフ	～ の各項目の表記割合が大阪市ホームページ掲載の水道事業会計の決算概要と乖離が見られます。各項目の数値と算出根拠を御教示願います。例えば、令和2年度、令和3年度の人件費は約110億で、同期間の物件費約170億に比べて少額となっておりますが、従来手法の場合PSCにおいて人件費が物件費等に比べて大きく示されており整合が取れません(グラフと数字が合致しません)。ご教示願います。	事業案7ページに記載の図は、事業費の金額割合を正確に図示したものではありません。また、PSCは本事業（基幹管路の更新事業）に係る経費のみを抽出して算出しており、一方、市のホームページ上に掲載している水道事業会計の決算概要で示している額は、水道事業全般に係る経費として示しているものです。
19	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5 本事業による効果 (1) イ. 本事業の事業費は、同内容の管路更新を従来の発注手法で実施する場合の事業費の3.82%減となることが見込まれる	PSCは、公共積算基準、実務職員数の実績、業務委託費の実績等をもとに正確に算定されたと想定しております。また、削減率(3.82%)についても、～ 費目毎に削減額を算定したうえで削減率を設定したと想定しております。民間事業者には上記算定根拠を開示しコスト評価の考え方の相違点を解消する必要があると思いますが、開示の可否をご教示頂くとともに、否の場合はその理由をご教示願います。	予定価格の推測が容易となり競争性が阻害されることから、PSCとPFI-LCCに係る具体的な金額を示すことはできません。なお、守秘義務対象資料として開示する参考資料No.6（特別目的会社に関する経費について）で、現行、局が実施している業務について、本事業をPFI事業として実施した場合に市が想定する人員やその運営に要する経費等の考え方を詳細に示しています。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
20	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5 本事業による効果 (1) イ . 本事業の事業費は、同内容の管路更新を従来 の発注手法で実施する場合の事業費の3.82% 減となることが見込まれる	不確実性の高い工事であることを前提として、更 に更新対象の施工箇所数および近傍に集中せず点 在している状況を理解してうえで、まとめ発注に よる間接経費の圧縮が可能と判断された理由につ いて、具体的内容をご教示願います。	市内近傍に位置する路線を、断水の調整等の関連性を考 慮して、路線を一定数まとめています。入札条件としてご 理解下さい。
21	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5 本事業による効果 (1) イ . 本事業の事業費は、同内容の管路更新を従来 の発注手法で実施する場合の事業費の3.82% 減となることが見込まれる	事業費削減効果を約3.82%と記載して公開された 事は、民間事業者の提案に基づき決定すると記載 はされているものの、3.82%を基準とされている のでしょうか、ご教示願います。	特定事業の選定時において市が想定する本事業の実施効 果として、3.82%の圧縮効果の発現を見込んでいたとい うことでご理解ください。
22	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5 - イ 事業費の削減	表にある物件費等とは何を指しているのでしょうか。	物件費等には、当該事業量を実施する場合に要する経費 （賃借料や光熱水費など）を計上しており、それら物件費 以外に資金調達に伴う利息等を計上しています。
23	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5 - イ 事業費の削減	約3.82%の事業費削減効果の計算をお示ししてくだ さい。	No.17の回答を参照ください。
24	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5本事業による効果 (1)定量的効果 イ事業費の削減	本事業の場合PFI-LCCの横棒グラフが、P.5記載の 事業費575億円に相当すると想定されているとの理 解で宜しいでしょうか。	No.10の回答を参照ください。
25	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5本事業による効果 (1)定量的効果 イ事業費の削減	本PFI事業であれば従来手法と比べて約3.82%の Value For Moneyが期待できる、と理解して宜しい でしょうか。	ご理解のとおりです。
26	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5本事業による効果 (1)定量的効果 イ事業費の削減	約3.82%の事業費削減効果の下の注記）「現時点 での試算であり、最終的には民間事業者の提案に 基づき決定する」、とあり、一方でP.13の削減率 説明スライドの左端図によると、事業費予定価格 PFI-LCCからの削減率 %を提案することと理解し ます。この両表現から読み取れることとして、 「本事業の実施により約3.82%に加えて事業者が 提案する削減率 %の合計が、従来手法発注と比 較した場合の事業費削減効果として期待できる」 と理解して宜しいでしょうか。	特定事業の選定時において市が想定する本事業の実施効 果として、3.82%の圧縮効果の発現を見込んでいたとい うことでご理解ください。
27	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5本事業による効果 (1)定量的効果 イ事業費の削減	モニタリング経費とは、事業者によるセルフモニ タリング経費と貴市によるモニタリング経費のど ちらを指すのでしょうか。	事業案7ページに記載の図のうち、 の「モニタリング 経費」は、市によるモニタリングに要する経費のことで す。事業者によるセルフモニタリング経費は、 の物件費 等及び人件費に含まれます。
28	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	5本事業による効果 (1)定量的効果 イ事業費の削減	2019年施行の改正労働基準法のうち、2024年4月か ら建設業へも時間外労働の上限規制が適用されま すが、本事業費予算及び設定事業期間には、当該 要素も加味されているとの理解で宜しいでしょ うか。加味されていない場合は、リスク整理とし ては法令等の変更の「特定事業に直接関係する法令 等の新設又は変更によるもの」に該当し、貴市に 当該増加費用等を負担頂ける点、確認させて下さ い。	現在の事業費にはご指摘の事業費増加要素は加味して おりません。 なお、質問いただいた改正労働基準法が適用されること となり、市が引き続き実施する配水管工事に係る公共積算 基準が見直された場合には、本事業についても、当該見直 された積算基準を用いて事業費を算定することとなります。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
29	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	PFI-LCCの内訳	PFI-LCCのモニタリング経費は、民間事業者が実施するセルフモニタリングの費用を指しているとして理解してよろしいでしょうか。	No.27の回答を参照ください。
30	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	PFI-LCCの金額	PFI-LCCの総額が事業費575億円になると読み取れますが、その場合のモニタリング経費はセルフモニタリング費用なので、 $+ + + = 575$ 億円となります。一方でモニタリング費が市側のモニタリングを指すならば、 $+ + = 575$ 億円と読むこともできます。いずれの読み方が適切なのかご教示ください。	事業案7ページに記載の図のうち、「モニタリング経費」は、市によるモニタリングに要する経費のことであり、事業案で示す債務負担行為予定額575億円の算出に当たっては、こういった市側で発生する経費は含まれておりません。また、PFI-LCCにおける $+ +$ の合計額が、債務負担行為予定額575億円と一致するわけではありません。 なお、No.10の回答を併せて参照ください。
31	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	事業費の3.82%減について	「本事業の事業費は、同内容の管路更新を従来の発注手法で実施する場合の事業費の3.82%減となることが見込まれる。」とありますが、この削減率を算出した根拠をご提示いただけますでしょうか。提案書作成時の事業費を出す時に参考として考えています。	No.17の回答を参照ください。
32	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	従来手法PSCとPFI-LCCの比較	人件費の減要素として、「公共調達ルールによらない柔軟な設計・契約による人件費・物件費の圧縮」とありますが、これは発注者、事業者双方の人件費の抑制効果と捉えてよろしいでしょうか。発注者、事業者それぞれでどのくらいの人件費減の効果があると考えているか検討しているものがあれば開示して欲しいです。	人件費及び物件費等の抑制効果については、ご理解のとおりです。 発注者側、事業者側別における人件費減の効果については、予定価格の推測が容易となり競争性が阻害されることから、示すことはできません。なお、守秘義務対象資料として開示する参考資料No.6（特別目的会社に関する経費について）で、現行、局が実施している業務について、本事業をPFI事業として実施した場合に市が想定する人員やその運営に要する経費等の考え方を詳細に示しています。
33	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	本事業による効果	約3.82%の事業費削減効果を見込まれていますが、民間事業者の利益配当はどれくらいを想定されていますか。	「国交省VFM簡易算定モデルマニュアル」の自己資本内部報酬率等を参考に、利益相当額を見込んでいます。
34	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	本事業による効果	約3.82%の事業費削減効果を見込まれていますが、主な減要素に一括調達による資材費の圧縮をあげています。管材料については、実施方針への質問回答No.222でも、現行と同じ請負者調達と回答されており、管材料を除いた一括調達との理解でよろしいでしょうか。	市の想定としては、管材料を含めた一括調達により、一定の資材費の圧縮が生じると見込んでいます。
35	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	本事業による効果	事業費の削減要因の一つとして一括調達による資材費圧縮と至った理由や考え方をご教示下さい。	市の想定としては、8年間という長期間且つまとまった事業量で受注できることを踏まえ、一定の一括調達による資材費の圧縮が生じると見込んでいます。
36	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）	7	本事業による効果	PSCとPFIの事業費の内訳を示す棒グラフはイメージ図でしょうか。或いは市の試算結果が反映された定量的な棒グラフでしょうか？	事業案7ページに記載の図は、事業費の金額割合を正確に図示したものではありません。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
37	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	8	5 本事業による効果 (2) イ . 現場間での専門業者の弾力的活用といった細やかな工程管理や出来高管理の高度化など、業務品質の管理手法の向上が図られ、工事中の手待ち・手戻りといった遅延リスクが軽減	現場間での専門業者の弾力的活用について、対象とする専門業者は土木業者、管継手業者、舗装業者等を意味すると理解しております。 弾力的活用の意味について、施工環境(条件)等により工事進捗が低下することを想定し一定の逃げ丁場(施工箇所)を付加することを意味するのでしょうか？ 更に、最終効果として工期短縮や事業費の軽減に如何にに寄与するのか？ 貴市の考え方をご教示願います。	専門業者の弾力的活用の意味合いとしては、複数路線をまとめて受注している利点を活かして、ある路線の工事の進捗が低下した場合にも、別の路線の工事に専門業者を柔軟に再配置することにより、工事全体でみたときの作業の手待ちを軽減することをさしています。 こうした工事現場間における専門業者の弾力的活用は、市がこれまで個別発注手法で対応できなかったことであるため、これが実現すれば、現行と比べて、工事全体の完成期間の短縮や工事費における諸経費の軽減に寄与するものと考えています。
38	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	8	5 本事業による効果 (2) エ . これまで本市で実施していた計画・運営・施工監理業務や設計・施工業務の一部を事業者委ねて民間開放する	事業初期段階で、管路更新に係る業務全般にわたるノウハウ等が貴市と民間事業者との間で共有することが重要と考えます。 事業が軌道に乗れば、民間事業者は貴市に対し施工協議や設計変更協議等において合理的かつ円滑な判定を要求することとなりますが、貴市の業務処理能力が低下し判定に遅れが生じることは無いと理解して宜しいのでしょうか？、ご教示願います。	市がモニタリングを行う上で、承認に係る標準期間はモニタリング基本計画別紙 2 - 1 に示すとおりであり、その範囲内で、事業者と連携しながら円滑に事務を進めてまいります。
39	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	8	職員数の増加の抑止	PFI-LCCの採用により、体制強化に必要な大阪市職員の人員増を抑えることができるとありますが、発注者側の固定費としての人件費は減らないという理解でよろしいでしょうか。	本事業の実施により、これまで市において実施してきた基幹管路の更新に係る業務の多くを事業者委ねることとなります。 一方、市において引き続き実施することとなる本事業に係る業務については、更新量の増に伴いその業務量も増加し、また、新たにモニタリングに係る業務が発生しますが、これらを織り込んでなお、本事業の内容を局体制で実施する場合に比べて職員数が抑制できると見込んでいます。 このような職員数の抑制効果も反映し、V F Mを算出しています。
40	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	9	( 1 ) - ア 基本的な考え方	・ 2 「詳細設計時点で見込んでおくべき事象に起因して施工段階で増加する費用は事業者の負担とする」とありますが、詳細設計でも漏れることがあるのではないのでしょうか。	要求水準書第 5 の設計業務に関する要求水準を満たす対応を行った上において、施工段階で新たに発生した想定外事象に起因して工事費が増加した場合は、詳細設計時点では見込むことが困難な事象と位置づけ、当該費用は削減率 2 を反映させたうえで市が負担することとしています。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
41	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	9	「施工段階で増加する費用は事業者の負担とする」	住民クレーム（事業者に非が無い）により、施工中断、進捗の遅れ等により発生する費用なども、事業者の負担となるのでしょうか。	本事業においては、複数の路線をまとめて発注していることを踏まえて、当該路線で施工中断及び進捗の遅れ等が発生した場合においても、他の路線の工事を進める等、工事全体の工程を総合調整いただくことを想定するものです。 地元調整等により、工事を進める上で仮設工法や作業時間帯の変更といった工種の変更が発生した場合には、要求水準書第 6 - 2 - ( 6 ) に示す「施工数量の認定」を受けた上で、要求水準書第 4 - 2 - ( 4 ) に示す設計変更の対象となりますが、それ以外にかかった諸経費については事業者の負担となります。
42	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	9	6 事業費増加リスクへの対応 (1) ア . 市が当該リスクを一定負担する一方で、計画から設計・施工業務までを一括して委ねるため、詳細設計時点で見込んでおくべき事象に起因して施工段階で増加する費用は事業者の負担とする	事業費増加とありますが、大前提として貴市は基本設計を行わず簡便的に一定条件を定めコスト評価を行うため、民間事業者は実施工を熟慮した価格で入札していないことをご理解ください。 民間事業者としては、事業開始後、詳細設計段階で対象路線毎に合意頂いた金額の総計が事業費と理解しておりますので、貴市が公募条件として設定した上限価格や実施契約金額を公表段階で事業費と称することは、各方面に誤解を招く恐れが有り不適切と判断します。 対策として、暫定事業費や予算と称する、或いは別途定義付けを行い補足する等の工夫を御検討願います。	ご意見として承ります。
43	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	9	事業費増加リスクへの対応	工事費算出は原則として、公共積算基準に沿って算出とあるが、施工条件の不確実性に起因して増加する工事費は積算基準に整合しないのではないのでしょうか。	施工段階で新たに判明した現場条件における工事費の積算についても、当該現場の状況を反映した施工数量を積み上げ、公共積算基準の体系に沿った積算を行っていただきます。
44	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	10	基本条件を構成する主要項目	設計費（予定価格）として、試験掘、測量調査、地質調査等は計上されるのでしょうか。同工種が含まれる場合は、実施方針等に関する質問・意見及び回答No.203の回答の通り、積算に必要な条件は、入札公告時に全て公開されるとの理解でよろしいのでしょうか。	設計費の積算に必要な条件については、守秘義務対象資料として開示する参考資料No. 1（予定価格（設計費）算出フロー及び積算特記事項）及びNo. 4（基本条件に基づく工事数量内訳書）で示しています。なお、試験掘は工事費での計上となり、地質調査に係る設計費については基本条件では計上していません。
45	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	10	基本条件を構成する主要項目	工事費（予定価格）として、給水管接合替や本復旧の費用は計上されるのでしょうか。同工種が含まれる場合は、実施方針等に関する質問・意見及び回答No.203の回答の通り、積算に必要な条件は、入札公告時に全て公開されるとの理解でよろしいのでしょうか。	工事費の積算に必要な条件については、守秘義務対象資料として開示する参考資料No. 2（予定価格（工事費）算出フロー及び積算特記事項）及びNo. 4（基本条件に基づく工事数量内訳書）で示しています。なお、給水管接合替に係る工事費については基本条件では計上していません。
46	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	10	基本条件を構成する主要項目	公告資料として、開削工のm単価算出にかかわる金抜き設計書は公開されるとの回答を頂きましたが、特殊工法（水管橋、推進工法）にかかわる金抜き設計書も公開されるとの理解でよろしいのでしょうか。	工事費に係る基本条件は、全ての路線で開削工としていきます。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
47	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	10	事業費増加へのリスク対応	設計費の基本条件を構成する主要項目は、口径、工法、設計延長 の3項目のみが公告時に示されるということでしょうか？	質問いただいた点については、守秘義務対象資料として開示する参考資料No. 1（予定価格（設計費）算出フロー及び積算特記事項）で示しています。
48	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	10	事業費増加へのリスク対応	工事費と断通水作業費に関しては、記載された主要項目以外も公告時に示されるということでしょうか。	質問いただいた点については、守秘義務対象資料として開示する参考資料No. 2（予定価格（工事費）算出フロー及び積算特記事項）、No. 3（予定価格（断通水作業費）の積算特記事項）、No. 4（基本条件に基づく工事数量内訳書）及びNo. 5（断通水作業費明細書）で示しています。
49	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	10	事業費増加へのリスク対応	設計完了時の基本条件との差異による増加を市が負担と示されていますが、基本条件で示されていない項目についてはどのように市または民間による負担と判断するのでしょうか？	要求水準書第5に示す設計業務のプロセスを経て、市が承認した詳細設計が完了した段階で判明した、基本条件との差異による工事費の増加業については、削減率 2 を反映のうえ市が負担する想定です。
50	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	10	事業費増加リスクへの対応	施工完了後で、詳細設計時に予見が困難な一定の事象とありますが、具体にはどんな事象でしょうか。	要求水準書第4-2-(4)イ(ア)において例示している事由をさしています。
51	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	11	6 事業費増加リスクへの対応 設計完了時： 市が負担する増加費用： ・基本条件から変更に伴う費用の増加 事業者負担とする増加費用： ・市が要求水準等に定めた範囲からの超過分 (例) 設計の指定事項以外の仮設工の追加	P-10では、「詳細設計が完了した段階で判明した、基本条件と異なる施工条件をもとに、設計費及び工事費を変更する。」と記載されていますが、P-11では、市が負担するケースと、事業者が負担するケースが規定されています。詳細設計を行い、事業者が変更が必要だと判断したものは、そうすべきと判断した理由があると思しますので、事業者負担ではなく協議対象にして頂けないでしょうか。	施工条件の変更に伴う増加工事費のうち、事業者が負担する部分は、要求水準書第4-2-(4)イ(イ)の「精算の対象外項目」のとおり整理しました。入札条件としてご理解ください。
52	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	11	6 事業費増加リスクへの対応 施工完了後： 市が負担する増加費用： ・設計段階では予測が不可能であり、かつ事業者の責 によらない事由に伴う費用の増加 事業者負担とする増加費用： ・設計段階で予測可能な事象への対処費用 ・設計段階における不備への対処費用	P-10では、「詳細設計時に予見が困難な一定の事象により施工条件が詳細設計時から変更された場合については、市の負担とする。」と記載されていますが、P-11では、市が負担するケースと、事業者が負担するケースが規定されています。基本的に施工条件等が当初の想定から変わったことによる費用増の負担は、事業者に大きな過失がない限り、発注者側で負担していただけないでしょうか。	本事業は、計画から設計・施工業務まで一括して委ねるため、詳細設計時点で見込んでおくべき事象が起因して施工段階で増加する費用は、事業者の負担としています。
53	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	11	6 事業費増加リスクへの対応 (1) イ . 工事完了後 - ○工事費 - <事業者負担とする増加費用> - <設計段階で予測可能な事象への対処費用>	貴市が実施するモニタリングの一つとして、民間事業者が作成した照査設計成果の検査がありますが、この検査で貴市が合格と判定したことが判断基準と理解して宜しいでしょうか？	市がモニタリングにおいて承認又は確認したかどうかにかかわらず、事業者において、要求水準書第5の設計業務に示す一連の対応を図っていただいた上で、設計上反映したものが「設計段階で予測可能な事象」に当たるものです。
54	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	11	6 事業費増加リスクへの対応 (1) イ . 工事完了後 - ○断通水作業費	貴市が断通水作業数量の妥当性を確認することとなっておりますが、前提である数量算出基準をご提示願います。	意見いただいた点については、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No. 3（断通水作業費の積算・精算）で示しています。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
55	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	11	管路工事における主要工種の変更を適宜対象外とするなどの工夫により官民双方の事務の効率化を図る	主要工種の変更を適宜対象外にしてしまうと数量の増減が不透明になるので、対象外にするのではなく、合理的かつ効率的な方法で明確にするよう工夫し、官民双方の事務の効率化を図ることが望ましいと考えます。この点について貴市のお考えをご教示ください。 要求水準書P34のD基礎的工種の変更に係る費用の、なお～以降を優先するお考えであればその旨をご回答ください。	要求水準書第4-2-(4)イ(イ)において、基礎的工種を精算の対象外とする目的は、当該工種の施工中における数量増減の把握に官民双方が多大な労力を要し、その事務手間を軽減するためです。 第4-2-(4)イ(イ)Dのなお書きに示す対応が図られる場合においては、上記の目的が図られるため、精算の対象として取り扱う考えです。
56	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	11	工事費 工事完了後	予測可能な事象への対処費は事業者負担とありますが、首足可能か不可能かの基準はありますか。また誰が判断するのでしょうか。	No.53の回答を参照ください。 要求水準書第4-2-(4)の精算対象項目の妥当性については、事業者において整理したものを市が確認します。
57	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	12	6 事業費増加リスクへの対応 ウ 市が負担する増加事業費の妥当性の検証 ・市が負担する工事費等の増加額は、原則、公共積算体系の基準に沿って算定すること で、・・・ ・特殊工法や、高コストな工法又は技術を用いて施行する必要があることによる増加費用については、その工法等や工事費の妥当性を、外部有識者を含む第三者会議において検証する。	特殊工法や、高コストな工法又は技術を用いて施行する必要がある場合は、工事着手前に迅速に外部有識者を含む第三者会議を開催できるのでしょうか。 それとも、事後の検証となるのでしょうか。 事後の検証となる場合、妥当と判断されなかった場合は、増加分の費用は事業者の持ち出しになるのでしょうか。	当該箇所の工事着手前の開催を予定しています。
58	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	12	6 事業費増加リスクへの対応 (1) ウ 市が負担する増加事業費の妥当性の検証	特殊工法や高コストな技術等を用いて施工する必要が生じた場合、第三者会議において検証するとされていますが、その検証に要する期間等により後工程に影響を及ぼすことも考えられます。民間事業者から提案があった場合、その回答までの期間等について、一定のルールを定めるべきと考えますが、貴市の方針をご教示願います。	工法選定にあたって、市は事業者から工法検討に係る資料の提出を受け、協議を行います。工程への影響を最小限に抑えられるよう、当該協議が整い次第、10日から14日程度の期間で第三者会議を速やかに開催し、外部有識者から意見を聴取し、工法を決定することを想定しています。場合によっては当該協議内容について、妥当性がないとの意見を受けることも想定されますが、その場合、市においても意見に基づき検証を実施し、事業者との協議を再度行う等をしながら、以降の対応方針を決定したいと考えています。
59	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	12	6 - ウ 市が負担する増加事業費の妥当性の検証	・2の「外部有識者を含む第三者会議において検証する」とありますが、回答を得るのに日数が掛かる事に対し懸念します。	No.58の回答を参照ください。
60	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	12	6事業費増加リスクへの対応 (1)施工条件の不確実性に起因する事業費増加リスク ウ市が負担する増加事業費の妥当性の検証 第三者会議	第三者会議開催に必要なメンバーの方々の出張旅費等必要経費の負担は貴市と理解して宜しいでしょうか。	第三者会議に出席する外部有識者に係る報酬及び交通費並びに市に係る費用については市が負担しますが、事業者に係る資料作成費用や交通費等の費用については事業者の負担となります。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
61	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	12	事業費増加へのリスク対応	市が定義する特殊工法をご教示下さい。	特殊な施工条件に対応するために適用する工法の総称であり、一般的に管路更新工事において用いられることが少ない施工技術をさしています。
62	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	12	事業費増加リスクへの対応	市が負担する増加事業費の妥当性の検証の対象として、特殊工法などがあげられているが、更新延長の短い路線なども公共積算体系に合わないと考えますが、検証対象と考えてよろしいでしょうか。	路線延長が短いことをもって、第三者会議の検証対象とすることは考えていません。 更新延長の短い路線においても、当該路線の現場条件・施工条件に合った工種と施工数量を設定し、公共積算基準の体系に沿った費用算定を求めるものです。
63	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	12	工法や工事費の妥当性に係る第三者会議	特殊工法や、高コストな工法又は技術を用いて施工する必要が生じた際の実施フローを示して欲しいです。役所との協議を経て特殊工法を採用したものの、第三者会議での検証で工法や費用が妥当性がないと判断されるケースがあるのか、もしくは第三者会議で妥当性が認められたものしか使えないのか、リスクも含め知っておきたいです。	実施フローとしては、工法選定にあたって、市は事業者から工法検討に係る資料の提出を受け、協議を行います。当該箇所の工事着手前に市と事業者とで協議した内容について第三者会議を開催し、外部有識者の意見を聴取し、工法について決定することを想定しています。 場合によっては当該協議内容について、妥当性がないとの意見を受けることも想定されますが、その場合、市においても意見に基づき検証を実施し、事業者との協議を再度行う等しながら、以降の対応方針を決定したいと考えています。
64	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	13	6 事業費増加リスクへの対応 (1) エ . 削減率 の適用単位は、重要な契約条件の説明書を参照	削減率 の適用「単位」とは何でしょうか？ また、 について解説している資料は「重要な契約条件の説明書」ではなく「別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス」と判断しました。 以上2点の相違についてご教示願います。	削減率の適用「単位」は、削減率が適用される事業費の単位を示しており、具体的には、S P C 経費に係る削減率 1と、工事費、設計費及び断通水経費に係る 2のことを指しており、重要な契約条件の説明書の別添資料である「別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス」においてその詳細を示しています。 また、「別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス」は、「重要な契約条件の説明書の別添資料」の位置づけであるため、ご指摘の箇所においては「重要な契約条件の説明書」と記載したものです。
65	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	14	6 事業費増加リスクへの対応 (2) 不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う工事費増加その他損害に関するもの	更新対象の沿道店舗や企業より営業補償を求められるケースが発生した際、更新対象の重要性より貴市が事業対象から除外できない場合について、貴市の対応をお答えください。 まずは、透明性と社会的影響度を考慮して、営業補償費の交渉は貴市が行うと理解して宜しいでしょうか？ 次に、営業補償費を民間事業者が支払うとなれば、精算段階では削減率 を適用せず実費精算と理解して宜しいでしょうか？	更新対象の沿道店舗や企業との交渉は、基本的に事業者にて当該工事の必要性の説明を含めて対応していただくこととなり、営業補償を行った上での更新の実施は想定しておりません。
66	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	14	6 事業費増加リスクへの対応 (2) 不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う工事費増加その他損害に関するもの	その他不可抗力に対応するためには、設計等の変更も必要となる場合が考えられます。この増加費用への対応のうち、「一定の金額」として工事費の1%に相当する額を示されていますが、対象を工事費のみとされていることについて、貴市の考え方を教示願います。	当該資料においては主たるものとして工事費を示しておりますが、設計費や断通水作業費、S P C 経費に係る不可抗力リスクの分担については、一定の金額を超えるものは市が負担することとしています。 詳しくは、事業契約書（案）第46条を確認ください。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
67	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	14	事業費増加へのリスク対応	差し支えなければ、市民からの苦情により過去に工事中止や中断となった路線や場所をご教示下さい。	市では、町会長等の地域代表への説明、沿道の住民や事業所等への工事 P R 文書の配布、個々からの問い合わせ、意見が寄せられた場合の個別説明等、丁寧な対応を行っており、これにより大半の工事が完成していますが、それでもなお住民等から工事实施の理解が得られない場合には、工事を中止した実績があります。 本事業の対象施設においても、市民からの要望に対応するため関係者と協議を重ねた結果、契約期間内での施工完了が不可能になったことを理由に、工事中止した路線があることから、詳細について、守秘義務対象資料として開示する参考資料 No. 7（対象基幹管路のリストと位置図（付加情報あり））で示しています。
68	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	14	施工業務の着手以降における物価変動	施工業務の着手以降、物価変動等に起因して工事費減少のうち、一定の率（1.5%）を超えない場合については、工事費は減額しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	20	7 - ウ モニタリングの実施体制と結果公表	（事業者も事件・事故の発生時はその事実を公表）とありますが、事業者もホームページを作成し事実と経過及び処置を公表する事を義務付けるという指示でしょうか。	事件・事故の公表については、必ずしもホームページ上での公表を義務付けるものではありませんが、市民等が情報を容易に知ることができる状態での公表をお願いします。なお、事業計画書や事業報告書、セルフモニタリングの方法及び結果等についてはホームページで公表することとしています。詳しくは、事業契約書（案）第18条第5項、第19条第7項、第20条第3項、第21条第4項、第22条第2項及び第49条第4項を確認ください。
70	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	21	適正な履行の確保	要求水準書等の未達成時の対応において、事業者のみでなく、市にも帰責する理由がある場合は、違約金徴収対象となりますか。	事業者の帰責による要求水準の未達が判明した場合は、その態様（非違性、有責性）及び当該要求水準の未達により生じた事態に応じ、違約金を徴収します。 この要求水準の未達に際し、市に何らかの帰責性があり、それによって事業者に生じた損害が認められる場合には、市は、当該事業者の損害相当額を事業者に対して賠償することになり、必要に応じて要求水準未達違約金とこれを相殺することがあります。
71	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	22	7 適正な履行の確保 (4) イ . ・ 期間満了時における対象路線の更新未完了にかかる違約金 ・ 契約解除時の違約金	履行困難路線について貴市と民間事業者の協議が長引くケースが多発した場合、若しくは合意に至っていない場合、公平性の観点で当該路線が要求水準に未達と判定するべきでないかと判断しますが、貴市の方針をご教示願います。	履行困難路線の認定に当たり、事業者が、要求水準書第 4 - 2 - ( 6 ) に示す対応を速やかに講じているにもかかわらず、合意に至っていない場合は、事業者の責めによる不履行には該当しません。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
72	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	22	7 適正な履行の確保 (4) イ . ・ 期間満了時における対象路線の更新未完了にかかる違約金 ・ 契約解除時の違約金	<p>民間事業者が策定した進捗計画に対し、実施数量が未達となった場合は違約金を請求することは理解しました。</p> <p>しかしながら、民間事業者としては、不確実性の高い施工を考慮し事業進捗が低迷していても数字に表れない努力成果を貴市に評価して欲しいものです。</p> <p>民間事業者の努力成果を評価する意向の有無についてご教示願います。</p> <p>また、履行困難路線が承認され対象路線が減少したことで減額変更契約を行うものの、設計変更が高み事業費が変更金額に達してしまった場合、民間事業者は違約金無しで契約を解除できることをご了承ください。</p>	<p>事例により判断することとなりますが、事業者の履行状況を検証した結果、事業者の責めに帰すべき事由によらず、事業期間満了時に事業契約書に定める業務が完了しなかった場合には違約金の対象とはなりません。なお、事業者の責めに帰すべき事由であるか否かの判断を行うにあたり、事業者の努力の過程を勘案することになります。</p> <p>また、本事業においては事業費の上限額は設定せず必要に応じて予算措置を講じ、設計変更手続きを行う等により、原則としては事業を継続することを想定しています。詳しくは、事業契約書（案）第34条を確認ください。</p>
73	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	22	解約金の契約解除時の違約金について	<p>契約解除時の違約金については、未完了部分の契約金額の10%相当（独占禁止法の違反の場合には契約金額全体の20%を加算）を「損害賠償の予定」として徴収することとされていますが、工事完了部分については契約解除に伴う重大な損害の発生は想定しづらいと考えられることから、「損害賠償の予定としての違約金」としては、独占禁止法違反の場合も、契約金額全体ではなく未完了部分の金額に対する割合で規定するよう変更願います。なお、当然、独占禁止法違反等を軽視する意図ではないことを念のため申し添えます。</p>	<p>独占禁止法違反による契約解除違約金の算定については、工事完了部分にかかる損害ではなく、適正な価格競争が阻害されることによる損害として想定しております。なお、独占禁止法違反による契約解除で契約金額全体の20%が加算されるのは、本事業に関連する違反が認められた場合又は違反行為があった期間及び当該行為の対象となった取引分野が本事業の事業者選定期間及び当該取引分野に該当する場合としており、市の請負契約等においても、独占禁止法違反に係る損害賠償金として同様の額を規定しています。入札条件としてご理解ください。</p>
74	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	22	解約金の契約解除時の違約金について	<p>契約解除時の違約金については、未完了部分の契約金額の10%相当（独占禁止法の違反の場合には契約金額全体の20%を加算）を「損害賠償の予定」として徴収することとされていますが、独占禁止法違反の場合には加算措置されていることから、「損害賠償の予定としての違約金」ではなく「制裁としての違約金」に該当すると思料します。その場合、重大な債務不履行に対する「制裁としての違約金」と重複するケースが考えられるため、独占禁止法違反の場合も「損害賠償としての違約金」ではなく「制裁としての違約金」として整理し、かつ重複加算されないよう変更願います。</p>	<p>独占禁止法違反による契約解除違約金については、損害賠償の予定としての違約金として規定しており、適正な価格競争が阻害されることによる損害の賠償として想定しています。また、独占禁止法違反については、制裁としての違約金の対象とはしていません。詳しくは、事業契約書（案）第71条を確認ください。</p>
75	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	22	適正な履行の確保	<p>業務品質に係る要求水準等未達成の違約金について、事業終了後に判明した際にはとあるが、事業終了後何年を指しますか。</p>	<p>民法に従い、要求水準の未達が判明してから5年、当該対象施設の引渡しから10年のいずれか先に到来する日までを指します。</p>

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
76	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	22	適正な履行の確保	契約解除時の違約金について、独占禁止法の違反および暴力団対策関連法違反の場合はとあるが、対象はSPCでしょうか。構成企業も対象でしょうか。	独占禁止法違反については基本協定書の当事者、暴力団関係については事業者及び事業者の親会社等の役員を対象とします。詳しくは、事業契約書（案）第62条第1項第10号及び第12号並びに第71条第1項第1号を確認ください。
77	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	24	9 市職員の技術力の維持・向上と継承 <市が引き続き実施する業務> 本事業の対象外である配水支管の更新に係る一連の業務	民間事業者の事業対象と貴市の対象外事業が近接或いは連携する場合、どちらを優先するか？、お互いに不利益が生じないように連携できるか？が課題となります。同事象の結果として、民間事業者が予定していた工程および金額から上振れした場合、合理的判断に基づき設計変更の対象と理解して宜しいでしょうか？ご教示願います。	本事業の対象外である事業に起因して、本事業に対応を要した場合の工事費の増加については、要求水準書第4-2-(4)を満たす範囲で、設計変更の対象となります。
78	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	25	10 今後の想定スケジュール	第3四半期後半での落札者の決定から、全体事業計画書及び初年度の単年度事業計画書における管路更新計画の提出が2月末までとタイトなスケジュールですが、入札公告時の開示資料として管路更新計画を作成するために必要となる資料は全て開示される、または、民間側から追加の要望があれば追加の開示を検討いただけるという理解でよろしいですか。	全体事業計画書及び令和6年度の単年度事業計画書における管路更新計画の提出については、提案書を基に作成させていただきます。 なお、提案書の作成に必要な資料については、守秘義務対象資料として開示しますので、当該資料を確認ください。 また、民間事業者から追加の開示の要望については、提案書の作成に必要であり、開示可能と市が判断したものは開示します。
79	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	25	スケジュール	予定価格に達していなかった等で入札不調がおきた場合のスケジュールの変更は考えていますか。	全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超過した場合は、選定スケジュールに大幅な変更を生じないように、再度入札を実施する予定です。詳しくは、入札説明書第3-5-(4)を確認ください。
80	大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業（案）	10 11	断通水作業費	断通水作業費の歩掛は、大阪市水道局「土木工事積算基準」に記載がないですが、断通水作業費の考え方と積算方法について、開示されるという理解でよろしいでしょうか。	質問いただいた点については、守秘義務対象資料として開示する参考資料No.3（予定価格（断通水作業費）の積算特記事項）及びNo.5（断通水作業費明細書）で示しています。
81	要求水準書（案）	3	4事業範囲 (1)特定業務 才施工監理業務	2022年11～12月に公表の各資料からの変更として、今回「施工監理業務」が盛り込まれましたが、特定の意図がありましたら教えて下さい。	令和4年11月及び12月に公表した実施方針等の資料では、「施工業務」の中に「施工監理業務」を包含していたものを、要求水準書（案）等の公表にあたっての整理の中で分けた形であり、新たに盛り込んだものではございません。 要求水準書（案）第6-2-(7)の「施工管理」は、施工管理企業や施工業者が自ら主に行う業務であるのに対して、要求水準書（案）第7の「施工監理業務」は、事業者が施工管理企業や施工業者の実施する施工業務の品質管理を行うものであり、施工を直接的に管理・監督する立場と施工業務を監理する立場の業務責任者を分けることが目的です。なお、入札公告時点においても同様の整理としています。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
82	要求水準書（案）	3	第1-4-(2) 任意事業	任意事業は必須でしょうか。又、評価の対象となるのでしょうか。	あくまでも任意ですので、必須ではありません。仮に、任意事業をご提案いただき、当該内容が特定事業に対してメリットが認められる場合には、その点について評価する想定です。
83	要求水準書（案）	4	第1-5 開示資料の個別路線図	公告時に対象路線の個別路線図を開示されますが、水道管理図と同レベルの内容が含まれるようお願いいたします（個人情報に該当するものは除外で結構です）。また、対象路線を断水するために閉止する本弁、分岐弁を明記していただくことを要望します。	守秘義務対象資料として開示する参考資料No.9（対象基幹管路の路線別管理図）は、管路情報管理システムから出力した図面で、更新対象となる範囲に着色しています。弁栓類も表示されています。
84	要求水準書（案）	4	対象路線の内訳	対象路線のうち、工事不調となった路線はありますか。不調路線がある場合、不調理由も教えてくださいと思います。	契約不調となった路線はあります。ヒアリングに基づく不調理由としては、技術者の確保が困難、施工難易度の影響、受注制限の影響等の要因によるものです。
85	要求水準書（案）	4	本事業の対象施設	令和5年度末までに設計が完了する路線の設計成果品は事業者にて提供いただけると理解してよろしいでしょうか。	市から提供する設計図書については、当局の業務進捗に応じて、契約締結後順次提供してまいります。なお、提供する設計図書については、埋設調整前のもをお渡しします。
86	要求水準書（案）	4	本事業の対象施設	開示資料で示される個別路線図とはどのような資料でしょうか。個別路線図を確認できれば全対象路線の正確な施工場所や起終点が特定できると理解して宜しいでしょうか。	守秘義務対象資料として開示する参考資料No.9（対象基幹管路の路線別管理図）は、管路情報管理システムから出力した図面で、更新対象となる範囲に着色しています。弁栓類も表示されており、施工場所や起終点の把握は可能であると考えています。
87	要求水準書（案）	5	7用語の定義 (1)市による承認と確認	令和4年11月に公表された「重要論点説明資料」内P12に定義されました「報告：事業者から提出された書類もしくは業務実施の結果報告の内容について、貴市が事後に確認する」は、新プランによると割愛された、と理解して宜しいでしょうか。	令和4年11月に公表した「重要論点説明資料」のモニタリング実施方法として「承認、確認、報告」としていましたが、事業案及びモニタリング基本計画（案）では「承認、確認」に集約した上で、各々の対応内容についても変更しました。 なお、入札公告時点においても同様としており、詳しくは、モニタリング基本計画第3-1-(2)を確認ください。
88	要求水準書（案）	5	市による承認と確認について	「市による承認と確認」について、種類内容にもよるとは思いますが、事業者が次工程へ進むためには、準備期間が必要となるため、事業者が市に書類を提出してから、市による承認又は確認が完了するまでの期間を示してください。	承認に係る標準期間については、モニタリング基本計画別紙2-1に示しています。また、確認項目については、市による確認を次の工程に進むための条件としていませんので標準期間を示していませんが、書類提出後速やかに行うことを想定しています。
89	要求水準書（案）	7	7用語の定義 (2)用語の定義 SPC構成企業	SPC構成企業の定義が記載されていますが、本ページ以降にはSPC構成企業と構成企業の2通りの記載があります。同一のものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえ、要求水準書では「構成企業」で統一しています。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
90	要求水準書（案）	7	7用語の定義 (2)用語の定義 SPC構成企業	SPC構成企業は、SPCに出資を行う企業を指すとあり、協力企業の定義にはSPCに出資は行わないが、SPCから業務を受託又は請け負い、第2-1-(3)イに定める業務責任者が配置される企業を指すとあります。念のための確認ですが、SPCに出資するSPC構成企業もSPCから業務を受託し、業務責任者を配置する企業であるとの理解でよろしいでしょうか。	構成企業について、SPCから業務を受託し、業務責任者を配置することを妨げるものではありません。なお、構成企業の定義については入札説明書第3-3-(1)を、業務責任者の配置については要求水準書第2-1-(3)を確認ください。
91	要求水準書（案）	7	7用語の定義 (2)用語の定義 SPC構成企業、協力企業	SPC構成企業と協力企業が共同企業体（JV）を構成して業務をSPCから受託又は請負うことが可能でしょうか。	可能です。 なお、その際は共同企業体を組成するいずれかの企業に直接雇用された者から業務責任者を選任し、当該共同企業体に配置してください。
92	要求水準書（案）	7	7用語の定義 (2)用語の定義 協力企業	協力企業同士の共同企業体（JV）でSPCから業務を受託又は請負うことが可能でしょうか。	可能です。 なお、その際は共同企業体を組成するいずれかの協力企業に直接雇用された者から業務責任者を選任し、当該共同企業体に配置してください。
93	要求水準書（案）	10	削減率	削減率は、「予定価格に対する、入札価格の率のこと」と定義されています。 例として、予定価格1,000千円、入札価格800千円の場合の削減率は80%（=800千円/1,000千円×100）となります。 これに対して、別添1 サービス購入量算定にかかるプロセスP.2での工事費確定額の式で設計変更後工事費に乗ずる係数は、（100-削減率 2）÷100と設定されていますが、削減率 2÷100の誤りではないでしょうか。	重要な契約条件の説明書の別添1の算式が正しいものとなります。なお、要求水準書では、「削減率」の定義を「本事業における予定価格に対する、入札価格の率（%、従来発注における落札率に相当）を100から減じた率（%）のこと。」と修正しました。
94	要求水準書（案）	13	第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 (1)ア. 事業期間全体の計画として、事業者の選定手続きにおいて市に提出した事業提案書を踏まえ、本事業実施にあたり設立される特別目的会社の体制、全体収支計画、本事業の実施計画、その他業務実施における基本的な考え方を記載すること	実施契約後に提出する全体事業計画書については、同計画書を提出する段階の民間事業者の知見は計画立案の初期段階でありながら、同計画書の位置付けは要求水準の項目であることに矛盾を感じております。 基本設計が無いため、民間事業者は計画をゼロから立案している最中であり、全体事業収支や実施計画は未だ公募コスト評価に適用した概案レベルであり、実施完成度は極めて低いものと想定しております。 要求水準未達の判定基準に直結する提出書類ゆえ、民間事業者と同書の効力発揮時期について協議を行い（提出時期、未達ペナルティーの緩和、改訂の可否等）、双方合意のうえ提出することを了承いたします。	全体事業計画書は、事業提案書を踏まえ、当該時点において作成される計画書であり、具体的な工程や個々の路線に係る工法等は、単年度事業計画書を作成する過程で明確化していくこととなります。 したがって、事業期間の途中において全体事業計画から乖離が生じている事実のみをもって未達ペナルティを求めるとはならず、単年度事業計画書及び単年度事業報告書で反映、補正していただく想定です。  例）全体事業期間を通じて約38kmの更新事業量は求めますが、全体事業計画書に示された1事業年度目の計画事業量と実績事業量が乖離することについて、直ちに要求水準の未達とは扱いません。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
95	要求水準書（案）	13	第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 (1)イ. 事業年度1年間の詳細計画として、アで示す 全体事業計画書及び事業進捗状況を踏まえ、 実施体制構築に関する具体的取組、収支計 画、個別路線を反映した本事業の実施計画、 事業提案書で提案した内容の履行予定等を記 載すること。	上記計画と相違なく定量的目標を明記したことが 要求水準未達に直結するリスクに繋がることを懸 念します。 その想定期間は事業開始後の数力年で、この間は 完成度を配慮頂き効力発揮も緩和願いたい。	1 事業年度目にかかる単年度事業計画書を除き、2 事業 年度目以降の単年度事業計画書の定量的目標が全体事業計 画書の単年度の計画数値と乖離がある場合であっても、単 年度事業計画書に係る市の承認を得る際に、当該乖離理由 について、合理的な説明があれば、そのことについて要求 水準の未達のペナルティを求める想定はありません。
96	要求水準書（案）	14	1要求水準(3)実施体制に関する事項 ア本事業実施に関する業務の体制（ア）	SPC構成企業及び協力企業の経営状況を適切に監視 し、とありますが、公表されている決算資料等に 基づき経営状況を確認すれば足りるとの理解でよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書（案）	15	1要求水準(3)実施体制に関する事項 ア本事業実施に関する業務の体制（イ）	統括責任者が事業期間中に市との連絡体制を確保 することとありますが、常時、電話等による連絡 が取れる体制を確保すれば足りるとの理解でよ ろしいでしょうか。あるいは、統括責任者の責務に おいて事業を管理するために必要な市との連絡体 制を確保するというを示しているのでしょうか。	統括責任者に対し、市との連絡体制を確保することに加 え、各業務責任者の一元的な調整を行うという役割を果た していただくことを求めます。
98	要求水準書（案）	15	1要求水準(3)実施体制に関する事項 ア本事業実施に関する業務の体制（キ）	施工管理企業は共同企業体（JV）による受託も可 能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書（案）	15	1要求水準(3)実施体制に関する事項 イ業務責任者の配置	各業務責任者はSPC又は構成企業「等」に直接雇用 された者から選任すること、とのことですが 「等」に協力企業が含まれると理解すれば宜しい でしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、補足資料として業務責任者配置のイメージを示し ていますので、確認ください。
100	要求水準書（案）	15	イ 業務責任者の配置	計画・運営、設計、施工、施工監理の各業務責任 者が事業期間中に現場に常駐する必要の有無と期 間について教えてください。	各業務責任者は、本事業の各業務における責任者であ り、その役割として現場に常駐することは求めません。 なお、別途関係法令等で求められる責任者については、 当該法令に従い配置してください。
101	要求水準書（案）	15	イ 業務責任者の配置 (ア) 計画・運営業務責任者	断通水作業計画については、計画段階と施工段階 の2つの段階がありますが、計画・運営業務責任者 は施工段階も含めて統括しなければならないので しょうか。	ご理解のとおりです。
102	要求水準書（案）	15	イ 業務責任者の配置 (ア) 計画・運営業務責任者	施工段階の断通水作業計画については、計画段階 の計画から設計業務、施工の前段階での調整等を 経て策定（見直し）されるものであるため、SPCの 実施体制を踏まえて適切な業務責任者を配置する 形（例えば、施工の責任者が総括し、計画・運営 の責任者は補助）にする変更することは可能で しょうか。	各業務責任者はそれぞれの業務の責任者として市との連 絡体制確保を求めているところであり、断通水作業計画策 定に関しては、計画・運営業務責任者が、実際の作業は施 工業務責任者が責任を負うこととなります。
103	要求水準書（案）	15	第2 1(3)イ 業務責任者の配置	(ウ)の業務責任者が(ア)(イ)との兼務を要 件を満足すれば、同一の者が兼務することを妨げ ないという理解でよろしいでしょうか。	質問いただいた個所において(ウ)として示す施工業務 責任者は、他の業務責任者との兼務は不可としています。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
104	要求水準書（案）	15	第2 1(3)イ 業務責任者の配置	(ア)、(イ)及び(エ)の各業務責任者は同一の者が兼務することを妨げないとするが、この3つの要件を満足すれば、一人で兼務することを妨げないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、補足資料として業務責任者配置のイメージを示していますので、確認ください。
105	要求水準書（案）	15	第 - 1 - ( 3 ) - ア - ( ク ) 及びイ - ( エ ) 業務体制及び業務責任者	(ク)では「施工管理企業又は施工管理企業から見て・・・施工監理の役割を担う事は認めない」とあり、イでは「計画・運營業務責任者、設計業務責任者、施工監理業務責任者は兼務を認める」とあります。施工監理責任者は施工管理企業と利害関係のない者と理解していますが、水道局様の考えをお教えください。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書（案）	15	第 - 1 - ( 3 ) - イ 業務責任者	(ウ)を除く各業務責任者はSPCまたは構成企業等の等は何をさすのでしょうか。	協力企業をさします。
107	要求水準書（案）	15	統括責任者	予定価格に、統括責任者の人工は計上されているのでしょうか。 計上されている場合、どの基準で人工を積み上げたのかを教えてくださいませんか。	本事業を実施するにあたり必要となる人員数については、統括責任者や各業務責任者を含めて見込んでいます。
108	要求水準書（案）	15	第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 (3)ア.(ク) なお、入札公告時に示す企業構成の条件として、構成企業等のうち、施工管理企業又は施工管理企業から見て会社法上の親会社もしくは子会社の関係にある企業が、施工監理の役割を担うことは認めないことを予定している	施工管理企業と施工監理の適正区分について、以下の例に従い確認させてください。 <前提条件> ・SPC(施工監理)：構成企業 ㉔ ㉕社、㉖ ㉗社、㉘ ㉙社、㉚ ㉛社、㉜ ㉝社 ・施工管理企業(元請)：㉞ ㉟社 ・施工業者：E社(㊱ ㊲社と会社法上の親子関係)と仮定します。 <例・・・所属企業に着目> SPCで施工監理を担う際、担当従事者の人選については㊳ ㊴社に所属する職員は従事できない(㊵ ㊶社、㊷社から人選する)。 <例・・・従事者に着目> SPC職員の内、㊸ ㊹社に所属する職員が、SPCの施工監理業務と施工管理企業または施工業者の施工管理業務を兼務できない。 或いは、その他の意向であればご教示願います。	例 について、ご理解のとおりです。 例 について、㊸ ㊹社に所属する職員はSPCの施工監理業務に従事することはできませんので、施工監理業務と施工管理業務を兼務することもできません。また、E社に所属する職員についても、SPCの施工監理業務に従事することはできませんのでご留意ください。
109	要求水準書（案）	16	ウ 業務責任者に求める経験等 イ - ( ア ) の計画・運營業務責任及び イ - ( ウ ) の施工業務責任者	「土木一式工事において、監理技術者（特例監理技術者又は監理技術者補佐を含む。）又は主任技術者として従事した元請施工の実績を有していること」とありますが、工事の現場代理人に必要な条件等があれば、お示しください。	本事業における市と事業者間の契約上では、工事の現場代理人の配置を求めておりません。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
110	要求水準書（案）	16	ウ 業務責任者に求める経験等 イ - (ア) の計画・運營業務責任及び イ - (ウ) の施工業務責任者	「土木一式工事において、監理技術者（特例監理技術者又は監理技術者補佐を含む。）又は主任技術者として従事した元請施工の実績を有していること」とありますが、確認のため、現場代理人としての実績は認められないのか、ご教示ください。	現場代理人としての実績は、本要件の実績には当たりません。
111	要求水準書（案）	17	第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 (3) 才 市内経済の活性化を図る観点から、本事業における契約や物品・資材購入等に当たっては、大阪市中小企業振興基本条例（平成23年大阪市条例第59号）を踏まえ、市内中小企業者との連携及び協力が配慮すること	市内中小企業者との連携及び協力が評価点に反映されると理解して宜しいでしょうか？ご教示願います。	評価の視点については、落札者決定基準を確認ください。
112	要求水準書（案）	17	第三者への委託等に関する事項について	本事業の目的である管路更新ペースをアップするため、再委託等の業者を大阪市外から調達する必要も考えられます。貴市の入札参加資格を有しない企業に対し、再委託等（物品・資材購入を含む。）を行うことは問題ないとの認識で宜しいでしょうか。	問題ありません。 なお、第三者への委託等に当たっては、要求水準書第2 - 1 - (3) 才を満たす対応を図って下さい。
113	要求水準書（案）	18	(5) -ウ 財務状況の自己確認と報告	「なお、任意事業がある場合には」、の任意事業に市からの制約はあるのでしょうか。	任意事業については、事業契約書（案）第13条及び要求水準書第1 - 4 - (2) に示す以外に、市から求める制約はありません。
114	要求水準書（案）	18	第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 (4) 市所管業務等への協力・協働に関する事項	「また、本事業終了後の管路の更新の着実な実施のため、市又は市の指定する者と協議のうえ、最大限協力すること。」とありますが、この更新は時期が未定の将来の事業のことでしょうか、ご教示願います。	要求水準書（案）では、本事業終了後に、今回と同様の方法で基幹管路の更新を実施する場合を想定して記載してありましたが、仮にそうであったとしても、市に引継を行っていただければよいと考え、要求水準書第2 - 1 - (4) では「市又は市の指定する者」を「市」に修正いたしましたので確認ください。
115	要求水準書（案）	18	第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 (5) ア 全体及び単年度事業計画書における収支計画の作成	第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 (1) ア. で記載したとおり、要求水準未達の判定基準に直結する提出書類ゆえ、民間事業者と同書の効力発揮時期について協議を行い（提出時期、未達ペナルティの緩和、改訂の可否等）、双方合意のうえ提出することを了承願します。	全体事業計画書は、事業提案書を踏まえ、当該時点において作成される計画書であり、個々の路線に係る工法・工程等を踏まえた収支計画は、単年度事業計画書を作成する過程で明確化していくこととなります。 したがって、事業期間の途中において全体事業計画から乖離が生じている事実のみをもって未達ペナルティを求めるのではなく単年度事業計画書及び単年度事業報告書で反映、補正していただく想定です。
116	要求水準書（案）	19	(6) 人材育成・調査研究による技術力確保に関する事項	本事業に関する調査研究を通じた技術力の確保とは、具体的にはどのようなことですか。具体的に教えてください。	特に具体的な技術等の開発に向けて調査や研究を求めて設定したものではなく、高密度の市街地内で円滑かつ確実に中大口径管の更新を進めていくためには、高度な技術・施工管理能力等を保持することが不可欠となるため、こうした技術力を確保するための取組の一つとして、調査研究を通じた研鑽についても図っていただくことを意図したものです。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
117	要求水準書（案）	19	(7) 地域への配慮に関する事項	「広報及び情報発信を積極的に行い」とありますが、かかる費用は変更で認めて頂けるのでしょうか。	これまで市においても、地域への広報や情報発信については、市と委託業者のそれぞれの側面において積極的に進めてきたところであり、S P C 経費として、これらの対応分も見込んでいるため、提案時において確定するものとしており、事業費変更の対象とはしません。
118	要求水準書（案）	19	第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 (7) 地域住民への理解及び認知度を高め、もって本事業の円滑な推進を図る (8) 工事現場周辺的环境対策(騒音, 振動対策等)に努める	主として道路直下に配管を埋設・撤去する作業ゆえ、交通量を考慮し指定された作業時間と、近隣住民や店舗棟を考慮した作業時間が合致する確率は低いと想定しております。妥協的観点で、作業時間に制約が発生し生産性が低下することも予測されますが、民間事業者の経済性を考慮し設計変更に反映することが可能か否かをご教示願います。また、可能であれば評価指標の方向性についてもご教示願います。	事業者において適切に施工協議や地元調整を進めた上においても、作業時間に制約が発生した場合には、公共積算基準に定める範囲で、設計変更の対象とします。
119	要求水準書（案）	19	第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 (6) 事業者は、本事業の従事者において、各業務に必要な知識や技術、技能の確実な維持・向上を図るため、必要な措置を講じることとし、本事業に関する調査研究を通じた技術力の確保に努めること	本事業に関する調査研究を通じた技術力の確保とは、具体的に如何なる研究を想定されているのでしょうか？ また、本事業で試める技術テーマとしては状態監視やアセットマネジメントが思い付きますが、貴市が現在実施している技術テーマについてもご教示願います。	No.116の回答を参照ください。
120	要求水準書（案）	20	災害時における市内の水道管復旧について	「なお、復旧活動に要した費用を市に請求する際は、請求前に市が提示する市指定の様式に基づき、請求書及び復旧活動を行った際の記録（写真を含む。）を市に提出すること。また、市の求めに応じて、費用負担に係る積算（第4 1 - (5) 工事費及び断通水作業費の確定（精算）とは別の扱い）根拠等の資料を作成し、市に提出すること」とありますが、災害復旧活動に要した費用は削減率 1 又は 2 を乗じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書（案）	20	第2 1 (9) 災害時における市内の水道管復旧	可能な限り水道管路の応急復旧活動への従事に協力することとあるが、このため工期が延び、経費等が増加しますが、この増加分は市側で負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	応急復旧活動にかかる経費は、妥当性を確認したうえで市が負担します。また、当該応急復旧活動に従事したこと本特定事業に係る S P C 経費に与えた影響に関しては、双方協議の上取り扱いを決定します。 なお、災害が発生したことにより、事業期間内に履行が困難となった場合には、要求水準書第4 - 2 - (6) に示す対応を適宜図っていくこととなります。
122	要求水準書（案）	21	管路更新計画の策定と管理	大淀送水管と異第一送水管の更新は4事業年度末までの工事完成を「目安」と示されていますが、4年度末までに更新するための提案をすることが事業提案の加点に繋がると理解して宜しいでしょうか？	評価基準や視点については、落札者決定基準を確認ください。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
123	要求水準書（案）	21	第3-(2) 管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整	管路構成計画と断通水作業計画について、具体的な記載内容や項目の理解を深めるため、公告時の資料としてサンプルを提示してください。	意見いただいた点については、守秘義務対象資料として開示する参考資料No.10（管路構成計画のイメージ資料サンプル）及びNo.11（断通水作業計画の資料サンプル）で示しています。
124	要求水準書（案）	21	第3-2-(1)-(イ) 大淀送水管及び異送水管の工事完成目安	大淀送水管と異送水管は4事業年度末までの工事完成が目安となっておりますが、初年度は引継ぎや準備期間となるため実質の施工期間は3年程度になります。短期間の施工となるため早期着手に向けて貴市の協力が必要ですが、市で準備している方策をご教示ください。送水管の断水可能時期の制約をなくす、道路管理者・交通管理者との事前協議を進めておく、設計業務を先行して進めておくなどにより、事業者が施工に早期着手できるよう事前準備を進めていただくことを要望します。	大淀送水管の改良に関しては、先行実施を想定している区間の設計業務を既に市において発注しており、設計業務の引継ぎにより、早期着手に向けた事前準備を行っております。 なお、落札者決定後の事業計画書を策定する段階で具体的な対応策について協議し、早期着手に向けて協力していきたいと考えております。
125	要求水準書（案）	21	第3 計画業務に関する要求水準2(1)ア. (イ) 大淀送水管(守口市淀江町11～大阪市都島区毛馬町5)及び異送水管(鶴見区放出東1丁目2～城東区放出西3丁目13)は、4事業年度末までの工事完成を目安に更新を進めること	大淀送水管の住所が大阪市都島区毛馬町5と記載されていますが、対象路線の位置図2（送水管のみ）において毛馬町5丁目では無く毛馬町2丁目ではないでしょうか。また、城北公園通り上での大淀送水管の区域境をご教示願います。	市では、切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震発生時においても、すべての1次配水ブロックに水道水が供給できるよう、大淀送水管の一部、新東部幹線及び異送水管の更新完了を令和9年度末の目標としており、対象路線を、要求水準書（案）第3-2-(1)ア(イ)に示したところです。 ここで示す当該目標達成するための大淀送水管の更新対象区間は、「庭窪浄水場から柴島浄水場への供給ルート（守秘義務対象資料として開示する関連資料集No.1（対象基幹管路のリスト）で示す対象基幹管路「送水1」）」であり、「守口淀江町11～大阪市都島区毛馬町5」となります。 詳しくは、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No.1（対象基幹管路のリスト）及びNo.2（対象基幹管路の全市位置図）で示しております。 なお、ご指摘を踏まえ、要求水準書第3-2-(1)では記載を明確化していますのでご確認ください。
126	要求水準書（案）	21	第3 計画業務に関する要求水準2(1)ア. (イ) 大淀送水管(守口市淀江町11～大阪市都島区毛馬町5)及び異送水管(鶴見区放出東1丁目2～城東区放出西3丁目13)は、4事業年度末までの工事完成を目安に更新を進めること。	4事業年度末の工事完成を目指すのは、送水1(大淀送水管L=6.2km, 新東部幹線L=0.7km), 送水3(異第1送水管L=0.8km)ですが、2～4事業年度の3年間で工事が完成すると見定めた根拠についてご教示願います。	これまでの局における基幹管路更新の実績や、令和4年5月から8月まで実施した市場調査の結果等より、2～4事業年度の3年間の工事完成を期待できるとしたものです。
127	要求水準書（案）	22	ア 管路構成計画策定及び計画段階における断通水手順の調整 (イ)	局の管路情報管理システムの利用にあたり、閲覧・紙出力だけでなく、データ出力も可能でしょうか。	管路情報管理システムは、閲覧と紙出力を想定しています。データでの資料提供は、使用用途等を勘案し、個別に協議のうえ、可否を判断します。なおデータ出力は、機能上、可能なものと不可能なものがあります。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
128	要求水準書（案）	22	ア 管路構成計画策定及び計画段階における断通水手順の調整 (イ) A	管路構成計画作成の事前検討のため、年1回の管路情報管理システムのデータ提供（シェーブデータ）、市が実施している管網解析ソフトのデータ提供は可能でしょうか。	対象路線と無関係な箇所のデータは、提供対象ではありません。また、水理計算は市において実施します。
129	要求水準書（案）	22	ア 管路構成計画策定及び計画段階における断通水手順の調整 (イ) A	市による浄水場の年間浄水処理計画、配水系統別水量分担計画は、前年の10月には受託者に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	市のこれらの計画は、事業者からの請求があれば、その時点で最新のものを提示します。 なお、これらの計画によって生じる断通水作業への影響は、個別路線の断通水に係る条件として、路線別の協議時に市より示します。
130	要求水準書（案）	22	ア 管路構成計画策定及び計画段階における断通水手順の調整 (イ) A	管路更新計画で対象とした路線について、路線に関連する他の工事や維持作業計画があれば、前年の10月には受託者に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	市のこれらの計画は、事業者からの請求があれば、その時点で最新のものを提示します。 なお、これらの計画によって生じる断通水作業への影響は、個別路線の断通水に係る条件として、路線別の協議時に市より示します。
131	要求水準書（案）	22	ア 管路構成計画策定及び計画段階における断通水手順の調整 (イ) B	(ウ)(エ)については、基本条件からの変更にあたり、受託者として当初の想定ができない内容であるため、経費の増加分は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	設計費や工事費、断通水作業費については事業費変更の対象としますが、S P C 経費については、これらの対応分も見込んでいるため、提案時において確定するものとしており、事業費変更の対象とはしません。
132	要求水準書（案）	22	ア 管路構成計画策定及び計画段階における断通水手順の調整 (イ) B	(エ)については、管路更新計画（単年度事業計画書）で示した次年度の設計対象路線ごとに、市から提示されるとの理解でよろしいですか。	事業者は、個別路線について、要求水準書第3 - 2 - (2) アに基づき市に協議を依頼し、その協議の際に市より条件を提示します。
133	要求水準書（案）	22	第3 2(2) 管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整	市より断通水にかかる条件を提示されるとのことだが、これを受けて、更新計画を策定するが、事業期間内での変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第3 - 2 - (2) ア(ウ)に示すとおり、協議の際に、入札公告時に提示する参考資料No. 7（対象基幹管路のリストと位置図（付加情報あり））に示す条件と異なる条件を提示する場合があるため、ご留意ください。
134	要求水準書（案）	22	第3 2(2) 管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整 ア(イ) A	通水時における洗浄排水の水量については、開示されますでしょうか。	想定する断水範囲の口径、延長から算定可能です。なお、算定基準は、守秘義務対象資料として開示する参照文書No. 7（配水管工事施工ガイド ~ ）で示しています。
135	要求水準書（案）	22	第3 2(2) 管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整 ア(ウ)	突発的に発生する断水等により、更新後の口径、断通水条件が変更になり、再設計、工期延長などが生じた場合、市側による責との理解でよろしいでしょうか。	事業対象外の管路において突発的に漏水が発生し、急遽、工事対象路線の断通水条件等に変更が生じた場合は、市と事業者の双方無帰責として取り扱います。 なお、断通水作業計画の修正については、事業者にて対応ください。
136	要求水準書（案）	22	第3 計画業務に関する要求水準2(2) ア(イ) A 市は断通水に係る条件を提示するため、これを踏まえて検討を行うこと	市は断通水に係る条件を提示するため、これを踏まえて検討を行うことと記載されておりますが、検討するためのツールは提供いただけるのでしょうか。ご教示願います。	検討内容は断通水の手順であるため、特別なツールを使用する想定はありません。
137	要求水準書（案）	22	第3 計画業務に関する要求水準2(2) ア(イ) A 通水時には、洗浄排水に必要な水量の確保が必要となるため、市との協議においては、十分留意すること	洗浄排水に必要な水量の確保が必要とありますが、過去の実施例などご教示願います。	想定する断水範囲の口径、延長から算定可能です。なお、算定基準は、守秘義務対象資料として開示する参照文書No. 7（配水管工事施工ガイド ~ ）で示しています。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
138	要求水準書（案）	22	第3-2-(2)-ア-(ア) 更新後の口径及び断通水に関する条件	更新後の口径と断通水に関する条件について、路線ごとの同時断水の可否だけでなく、断水した際のフレーム管や二次ブロック供給管等への影響の有無も公告時の資料として開示してください。同時断水の可否以外は考慮する必要がないのであればその旨をご回答ください。	守秘義務対象資料として開示する参考資料No. 7（対象基幹管路のリストと位置図（付加情報あり））に示している断水条件は、末端での減断水が発生しないことを前提として設定したものです。これ以外の考慮条件は想定していません。 ただし、要求水準書第3-2-(2)ア(ウ)にも記載のとおり、個別路線の協議時に、参考資料No. 7の記載と異なる条件を提示する場合があります。
139	要求水準書（案）	22	第3-2-(2)-ア-(イ) 更新後の管路構成	更新後の管路構成としてA～Fを一例で示されていますが、対象路線について現状で既に想定できる制約条件などがあれば公告時に開示してください。接続位置や同位置更新の可否などは制約条件として貴市で事前に整理している路線があると考えており、参考にさせていただくことを要望します。	現時点で把握しているものは、守秘義務対象資料として開示する参考資料No. 9（対象基幹管路の路線別管理図）で示しています。
140	要求水準書（案）	22	第3 計画業務に関する要求水準2(2)ア. (イ) 選定した路線に対し、管路情報管理システムの情報を参考に、更新対象が全て更新されるよう、分岐部も含めた更新範囲を精査し、必要な断水範囲及び断水期間を想定して、市と協議すること。断水範囲及び断水期間の想定にあたっては、A及びBを十分考慮すること	水運用計画と断通水の安全性については、民間事業者が貴市のスキルや経験を短期間で習得できると思えません。 事業開始後は、貴市からご指導を仰ぎながら更新計画を進める前提で宜しいでしょうか？ご教示願います。	断通水の手順の検討に、特別なツールや技術の使用は想定していませんが、留意点や想定すべき内容について、情報提供を行うことを想定しています。
141	要求水準書（案）	22	第3 計画業務に関する要求水準2(2)ア. (イ) B 洗浄排水に伴う排水先の排水可能量に留意すること	洗浄水は工事用排水に該当すると認識しておりますが、洗浄水の調達先、排水先と料金等、具体的な処理方法については、P.65 第6 施工業務に関する要求水準2(5)ス.に準拠することは理解しました。 合流式下水道に放流する際、作業箇所直近の側溝を利用することは可能でしょうか？ また、その際に側溝堆積物の事前処理は行っているのでしょうか？ 以上についてご教示願います。	洗浄排水における側溝の利用については、下水道施設の管理者の許可を得る必要があります。なお、基幹管路の洗浄作業には多量の排水が伴うため、市では通常、側溝ではなく、下水道人孔への放流を行っています。 また、主に配水支管の洗浄排水において側溝を利用する際には事前調査を行った上で、当該側溝に堆積物がある場合の対応としては、堆積物を容易に除去できるのであれば除去し、除去できないのであれば放流先を変更します。
142	要求水準書（案）	23	第3 計画業務に関する要求水準2(2)ア. (工) 更新後の管路構成は、合理的な管網の再構築を進めるため、____、既設の管路構成とは異なる形状を提示する場合がありますので、管路構成計画に反映すること	事業開始後、貴市の意向やアドバイスを反映し合理的な管網の再構築を進めることは可能ですが、基本設計が無い入札ゆえ合理化を追求することで当初想定していた工程やコストが上振れする可能性があります。 管網合理化の追求は例えばオプションであるため、貴市は民間事業者の経済性や生産性も勘案し、且つ片務的なリスクを負わせぬよう、一定ルールを定める必要があると思いますが具体的な方策があればご教示願います。	既存の管路構成と更新後の管路構成が異なる形状になった場合、その形状に見合った設計に係る費用及び工事費を精算の対象といたします。 なお、管網の合理化については、あくまでも対象管路の更新に合わせて一体的に実施することが合理的である必要最小限の範囲であるため、その意図がわかるように、要求水準書第3-2-(2)ア(工)の図1を示しています。基本的に、これに当てはまるものを提示する前提です。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
143	要求水準書（案）	25	イ 施工段階における断通水作業計画の策定と調整（イ）	断通水作業計画の事前検討のため、年1回の管路情報管理システムのデータ提供（シェーブデータ）、市が実施している管網解析ソフトのデータ提供は可能でしょうか。	対象路線と無関係な箇所のデータは、提供対象ではありません。また、水理計算は市において実施します。
144	要求水準書（案）	25	イ 施工段階における断通水作業計画の策定と調整（工）	市が招集する連絡会議への参加は、通断水作業の作業数量として積算され、回数増の場合は増額変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	連絡会議への出席は、固定人件費として計上される費用に含まれます。 断通水作業費の積算の詳細については、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No. 3（断通水作業費の積算・精算）で示しています。
145	要求水準書（案）	25	イ 施工段階における断通水作業計画の策定と調整（工）	断通水作業に関する作業数量、経費等の積算ルールは、公募時の契約書（案）に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	断通水作業費の数量計上や積算の詳細については、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No. 3（断通水作業費の積算・精算）で示しています。
146	要求水準書（案）	25	計画業務 施工段階における断通水作業計画の策定	本業務において、事業者にて管網計算業務を行うのでしょうか。 管網計算業務を行う場合、この費用は予定価格に計上しているのでしょうか。	水理計算は市において実施します。
147	要求水準書（案）	25	計画業務 施工段階における断通水作業計画の策定	（イ）に「断通水作業計画策定に関する協議の前に、市に濁り水影響範囲検討依頼を提出すること」とありますので、管網解析の作業（濁り影響範囲の設定）は全て市で行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書（案）	25	第3 計画業務に関する要求水準2（2）イ、（ウ） 濁り影響範囲検討依頼に対し、市は濁り影響の有無と濁り影響範囲、断通水作業に先立って実施する「断通水作業に係る連絡会議」の有無を回答する	「断通水作業に係る連絡会議」の構成(体系・体制)、役割、権限等についてご教示願います。	要求水準書第3 - 2 - (2)イ(工)に記載のとおり、連絡会議は、断通水作業に係る市の関連所属と事業者が出席し、作業内容を確認する場です。 連絡会議で作業内容が確定したら、その後、当該作業の断通水作業計画を市において承認します。
149	要求水準書（案）	26	イ 施工段階における段通水作業計画の策定と調整の（オ）	濁り影響範囲外で生じた濁りの責任区分は大阪市と考えるとよろしいでしょうか。	断通水作業計画どおりに作業を行い、事前に市と確認した範囲での濁りPRを漏れなく実施していた場合、ご理解のとおりです。
150	要求水準書（案）	26	イ 施工段階における断通水作業計画の策定と調整（工）	断通水作業時の監視対象テレメータの監視は、市の施設内に担当者を配備し、配水情報システムで確認するとの理解でよろしいですか。	ご指摘の内容を想定していますが、市が監視方法を指定することはありません。
151	要求水準書（案）	26	イ 施工段階における断通水作業計画の策定と調整（ク）	（ク）は、単年度事業計画（管路更新計画）の提出にあわせて提出するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書（案）	26	第3 計画業務に関する要求水準2（2）イ、（キ） 漏水・水質事故及び市による他の工事や維持作業等により、やむを得ず市が年間浄水処理計画や配水系統別水量分担計画等を変更した場合、事業者は、変更後の計画等に基づき、断水期間及び通水時期の見直しを行うこと	断通水計画が当該連絡会議で確定後に、民間事業者が貴市の指導でやむを得ず断通水期間を変更することで実質的な経費損失が生じた場合、貴市は民間事業者に対し如何なる方法で損失補填を行うか？ご教示願います。	断通水作業計画の修正に要する経費については、断通水作業費のうち、固定人件費として計上される項目に含まれます。なお、現地での作業内容が変更となった場合、実際に作業した数量に基づいて精算します（市の負担）。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
153	要求水準書（案）	26	(オ) 濁り対応について	適切な対応を行い濁り影響範囲内で生じた濁りについては事業者が対応することとされています。計画に沿った適切な作業を行っていたにもかかわらず第三者への補償が生じた場合は市が保証するとの理解でよろしいでしょうか。	断通水作業計画どおりに作業を行い、事前に市と確認した範囲での濁り P R を漏れなく実施していた場合は、ご理解のとおりです。
154	要求水準書（案）	26	(オ) 濁り対応について	適切な対応を行い濁り影響範囲内で生じた濁りについては事業者が対応することとされています。濁り影響範囲外で生じた濁りの一次対応は事業者が行い、そこで発生した補償や事業者の人件費等は市の負担との理解で宜しいでしょうか。	原則は市で対応する想定ですが、事業者に協力を要請することがあります。この場合、事業者の作業を断通水作業の精算用の工種に当てはめ、断通水作業費の一環として精算することを想定しています。
155	要求水準書（案）	28	ウ 弁栓類修繕の対象の選定	更新区間に含まれないが、想定する断水断水範囲に含まれるものを「やむを得ない場合は修繕」とありますが、やむを得ない場合とは具体的にどのようなことですか。	修繕対象弁栓類は断水範囲に存在するため、取替を想定していますが、現地条件により取替は不可能であるが、修繕であれば可能な場合があれば、当該項目を適用します。
156	要求水準書（案）	28	第3 2(2) 管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整 ウ弁栓類修繕の対象の選定	(ア)において、やむを得ない場合は修繕により、とありますが、やむを得ない場合とはどのようなケースでしょうか。	修繕対象弁栓類は断水範囲に存在するため、取替を想定していますが、現地条件により取替は不可能であるが、修繕であれば可能な場合があれば、当該項目を適用します。
157	要求水準書（案）	28	第3 2(2) 管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整 ウ弁栓類修繕の対象の選定	(ウ)において、事業者はこの弁栓類の修繕又は取替を行うことができます。とありますが、この場合、発生する費用は事業費に含まれますか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書（案）	29	第4 1(6) 履行困難時の対処	履行困難時の対処として、やむを得ない不測の事態と記載され、別添2 履行困難路線について2頁に示されていますが、履行が困難と認定される判断基準につきましてもう少し詳細にご教示願います。	重要な契約条件の説明書の別添2の3, 4ページに、具体的な認定プロセスの事例を詳述していますので、そちらを確認ください。
159	要求水準書（案）	30	運営業務検証会議	特殊な工法や高コストな工法等を採用する場合、外部有識者で構成する検証会議を開催すると記載がありますが、具体的な条件を教えてください。 例として、 ・特殊な工法 = 大阪市水道局「土木工事積算基準」に未記載の工法など	設計段階において厳しい現場条件下に特殊工法を採用する必要がある場合、又は施工段階で新たに判明した現場条件を克服するために特殊工法を採用する場合において、要求水準書第4-2-(3)による着手前工事費に対して30%を超える大幅な増額を伴う場合、若しくは要求水準書第4-2-(6)に示す履行困難時の対処にあたる場合において、市は事業者と内容を協議の上、市が必要と判断した場合に開催します。 なお、特殊な工法の考え方については、No.61の回答を参照ください。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
160	要求水準書（案）	30	外部有識者の検証会議について	「特殊な工法や高コストな工法や技術を採用する場合等、市は必要に応じて、その事象にかかる妥当性等を検証するため、外部有識者で構成する検証会議（以下「当該検証会議」という。）を開催する。」とあります。 上記の「場合等」の「等」とは、「特殊な工法や高コストな工法や技術を採用する場合」以外に、どのような事態を想定されているか、具体的にお示しください。	No. 159の回答を参照ください。
161	要求水準書（案）	30	外部有識者の検証会議について	「特殊な工法や高コストな工法や技術を採用する場合等、市は必要に応じて、その事象にかかる妥当性等を検証するため、外部有識者で構成する検証会議（以下「当該検証会議」という。）を開催する。」とありますが、例えば外部有識者の人選等に民間事業者の意向等が反映できない場合や、市からの委託機関である場合等は、民間事業者にとって不利な判断をされる懸念が生じるなど片務性が除外できないと思料します。外部有識者で構成する検証会議について、官民の中立性や公平性等をどのように担保するのかご教示ください。	当該検証会議については、市と事業者で協議した内容について外部有識者に説明し、工法や増加費用の妥当性について意見を求める場であり、市と事業者の意見対立の調整を目的とするものではありません。また、当該検証会議には事業者も出席し、必要に応じて意見を述べていただくことも想定しています。
162	要求水準書（案）	30	外部有識者の検証会議について	「特殊な工法や高コストな工法や技術を採用する場合等、市は必要に応じて、その事象にかかる妥当性等を検証するため、外部有識者で構成する検証会議（以下「当該検証会議」という。）を開催する。」とありますが、検証の結果、妥当性等が認められなかった場合の期間ロス等により工期遅延等が発生した場合、ただちに要求水準未達にはならないと理解して宜しいでしょうか。	事業者の責めによらない事由による遅延等については、ご理解のとおりです。
163	要求水準書（案）	30	特殊な工法や高コストな工法や技術を採用に伴う当該検証会議について	「特殊な工法や高コストな工法や技術を採用する場合等、市は必要に応じて、その事象にかかる妥当性等を検証するため、外部有識者で構成する検証会議（以下「当該検証会議」という。）を開催する。」とありますが、外部有識者の検証会議等に要する費用や検証会議の調整等は市が負担していただくと理解していいでしょうか。	当該検証会議に出席する外部有識者に係る報酬及び交通費並びに市に係る費用については市が負担しますが、事業者に係る資料作成費用や交通費等の費用については事業者の負担となります。
164	要求水準書（案）	31	1要求水準(3)実施体制に関する事項 イ業務責任者の配置(ウ)	現場の施工「監理」ではなく施工「管理」で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	要求水準書（案）	31	第4 2(2)イ 施工業者の確保	試験掘の結果を踏まえ設計を行うことから、試験掘から施工着手までの期間が長くなることが想定されます。監理技術者又は主任技術者の配置期間は、本管布設工事の施工着手からと考えてよろしいでしょうか。	監理技術者又は主任技術者の専任期間について、市より特段の指定を行いませんので、実際に施工されている期間を踏まえて、建設業法に基づき、事業者により適切に判断ください。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
166	要求水準書（案）	31	第4 2(2) 設計業者、施工業者及び断通水業者の確保 イ施工業者の確保	(ウ)において、各現場の施工監理を総括する、土木工事業の監理技術者又は主任技術者を配置すること、とありますが配置者数の単位はどう想定されていますか。	監理技術者又は主任技術者の配置者数について、市より特段の指定を行いませんので、工事現場の管理方法等を踏まえて、建設業法に基づき、事業者により適切に判断ください。
167	要求水準書（案）	31	第4-2-(2)-1-(イ) 土木工事業の技術者の配置	建設業法に基づく技術者の配置は元請け企業であるため、ここでは施工管理企業の役割を示しており施工業者には求めていると理解してよろしいでしょうか。施工業者は下請であるため建設業法で定められた技術者要件には該当しないと考えます。	施工業者（下請）についても、建設業法に基づき、工事現場を専任する主任技術者の配置を求めるものです。
168	要求水準書（案）	31	第4 運營業務に関する要求水準2(2) イ. (ウ) 建設業法に基づく工事の適正な実施を図るため、各現場の施工監理を総括する、土木工事業の監理技術者又は主任技術者を配置すること	施工管理企業は各現場の施工管理を統括するのは元請であり、S P Cは策定したセルフモニタリング計画に準拠し施工監理を行うものと理解しております。 施工監理と施工管理の定義付けや表記規則について整理願います。	指摘のとおり、要求水準書（案）第4-2-(2)イ(ウ)の「建設業法に基づく工事の適正な実施を図るため、各現場の施工監理を総括する、土木工事業の・・・」の「施工監理」は「施工管理」の誤りですので、要求水準書第4-2-(2)において修正しています。その他の部分についても、施工監理と施工管理の表記規則に不備がないか再確認しました。
169	要求水準書（案）	32	(3) 設計書の確定及び工事費の積算	「設計書の内訳明細書（金入り）」や「工事費の内訳明細書（金入り）」はどのタイミングで開示いただけますか。	入札公告時の内訳明細書に関しては、（金抜き）を入札公告時に開示いたしますが、（金入り）については、通常の業務委託・請負工事と同様に、本事業終了日以降に求めに応じて開示することを想定しています。 なお、事業期間中の設計費や着手前工事費に関しては、事業者で算出することとなります。
170	要求水準書（案）	32	(3) 設計書の確定及び工事費の積算	「積算システム」は現場事務所等の水道局以外の場所での操作は可能でしょうか。	工事費等積算システム等業務システムの使用にあたっては、水道局（A T C）内の特定のスペース内に端末機を集約して設置することを予定しています。水道局（A T C）以外の場所で操作することは想定していません。
171	要求水準書（案）	32	運營業務 工事費の積算	見積を行う場合は、何社から徴収するのでしょうか。見積にて単価を決める場合、採用単価は平均値、最低値のどれが採用するのでしょうか。	見積価格の適用は、市の積算基準に沿って進めます。
172	要求水準書（案）	32	第4 運營業務に関する要求水準2(3) イ. 積算システム（市が工事費等を積算するのに使用している積算システムのことをいう。以下同じ。）は市から貸与するが、機器の使用にあたっては市の指示に従うこと	機器の使用と記載されておりますが、積算システムは貴市の局内で操作するというのでしょうか？ また、貴市までの交通費、操作時間等、貴市が事業費に積み上げた内容についてご教示願います。	工事費等積算システム等業務システムの使用にあたっては、水道局（A T C）内の特定のスペース内に端末機を集約して設置することを予定しています。水道局（A T C）以外の場所で操作することは想定していません。 なお、交通費や操作時間等については、S P C経費全般の中で賄っていただく想定をしています。
173	要求水準書（案）	32	ウ 断通水業者の確保	統括する技術者以外の技術者は資格や経験年数等の条件はございませんでしょうか。	市が設定する条件はありません。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
174	要求水準書（案）	33	事業者の都合により実施した試験掘に係る費用	aの場合、（事業者が必要と判断して）市との協議は行ったが、必要がないという結論に至った場合で、結果支障物が出た場合は、施工面では予見不可能な事象として発注者負担として事業費を見て貰えるのか。	要求水準書第5-2-(8)に示す試験掘実施計画書は、事業者の裁量により作成するものであるため、事業者が必要と判断した試験掘の実施箇所を市が不要と取りやめを求めるといった指示は原則行いません。試験掘実施計画書に沿って適切に試験掘を行った上においても、予見不可能な埋設環境が発生し、設計変更が必要となった場合にかかる工事費の増加は、削減率 2 を反映の上、市が負担します。
175	要求水準書（案）	33	第4 運營業務に関する要求水準2(4)イ.(ア) 精算の対象項目 A 試験掘や各埋設物の管理図面調査では予測困難なスポット的に露見した地中の想定外事由 (イ) 精算の対象外項目 A a 土質条件や地下水位等が正確に設計に反映(既存資料や試験掘を通じて想定可能な範囲)されていない場合	試験掘箇所の選定方法と箇所数について、設計ルールがあればご教示願います。また、試験で現認した地下水位について年間を通して変動するものであり、既設管の埋戻し材料の通水性(管周保護砂)、近傍下水道管からの漏水等を考慮すれば、正確に設計に反映できるとは限らないと考えますが、正確さを判定する基準についてご教示願います。	試験掘箇所の選定方法や箇所数に関しては、事業計画を踏まえて、事業者において試験掘実施計画書により決定していただくこととなります。また、正確さの判定は、試験等の結果を設計段階で判断するものであり、季節による変動や掘削箇所の相違による変動は、根拠等を提示頂いた上で、不確実性と判断することとなります。
176	要求水準書（案）	33	第4 運營業務に関する要求水準2(4)工. 事業対象から除外した路線が発生した場合において、設計業務に着手して以降、履行が困難であると市が認定した時点までに実施してきた業務に係った費用の精算を求める場合には、履行済みの出来高数量書及び当該数量分の工事費明細書を作成し、市の承認を得ること	設計費、工事費、断通水作業費については出来高数量を取りまとめることは可能と思いますが、履行に向けて各種検討報告書等の S P C 経費が高んだ場合、その精算方法についてご教示願います。	設計費や工事費、断通水作業費については事業費変更の対象としますが、S P C 経費については、これらの対応分も見込んでいるため、提案時において確定するものとしており、事業費変更の対象とはしません。
177	要求水準書（案）	34	C-b 事業者の都合により実施した試験掘に係る費用	事業者の都合とはどの範囲なのでしょう。設計を早く終了させるためには試験掘を早期に実施する必要があります。周辺環境、道路管理者、その他企業の事情によって工事着手時期が限定される場合の舗装本復旧も事業者側の負担となるのでしょうか。	要求水準書（案）第4-2-(4)イ(イ) C bに記載している「事業者の都合」について、具体的な基準はなく曖昧な表現となっていましたので、要求水準書第4-2-(4)では削文しました。なお、試験掘を実施後、速やかに設計を固めて施工に着手したにもかかわらず、道路管理者の指示により一部区間の舗装復旧を求められる状況が発生した場合の工事費の増加については、削減率 2 反映の上、市において負担します。
178	要求水準書（案）	34	第4 2(4)設計変更 イ(イ) 精算の対象外項目	D 基礎的工種の変更に係る費用において、市と事業者双方で当該工種の変更状況に係る情報共有が円滑に進むことができる場合には、市と協議の上、本項目Dを精算の対象項目とすることができるとありますが、この判断は市側で行われますか。	最終的な判断は、市が行います。
179	要求水準書（案）	34	第4-2-(3)-C-b 事業者の都合により・・・	試験掘りから工事着手までの期間は最長どれくらい認められるのでしょうか。工営所により違いがあると思うのですが。	試験掘りから工事着手までの期間については、事業計画における想定工程、道路管理者との協議を踏まえることとなります。よって、現時点で最長認められる期間については、お答えできません。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
180	要求水準書（案）	35	(4)設計変更	ウ 工事中の～とあるが、変更頻度はどの程度を 考えていますか。 例)年1回or積算単価更新時随時	工事が着手後、12カ月を経過し、かつ残工期が2カ月以上ある場合は、事業者の求めにおいて都度行います。 ただし、物価変動に伴う工事費の増加額の積算については、事業者で行っていただくとともに、増加費用の支払いについては、対象路線の工事の完成時点の1回のみとなりますので、ご注意ください。
181	要求水準書（案）	35	(4)設計変更の(ウ)	「工事費の精算を求める場合、積算システムを用いて、最新の労務単価・材料単価・燃料単価等に置き換えた工事費を積算し、着工前との差分を明らかにした資料を作成し、市の承認をえること」とありますが、この考え方は設計費の精算にも適用されると考えてよろしいでしょうか。	設計費の算定にあたっては、設計業務着手時の直近の単価を用いることにより、物価変動を踏まえた設計費の単価が適用されることから、着手後における設計費の変更は行いません。（現行の市の発注の取扱いと同じ）
182	要求水準書（案）	35	2要求水準(4)設計変更 工	工 履行困難路線として認定された路線の認定時点までの承認出来高について、お支払い頂ける時期を教えてください。	サービス購入料A（工事費）の支払いと同様の取り扱いとなりますので、出来高が確定したものを半年分まとめて、半期ごとにお支払いいたします。
183	要求水準書（案）	35	イ 断通水作業費の確定（精算）	断通水の設計書は令和5年度の労務単価を採用されるかと思いますが、契約は令和6年度の労務単価で締結でしょうか。	断通水作業費算定時の適用単価については、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No. 3（断通水作業費の積算・精算）で示しています。
184	要求水準書（案）	35	イ 断通水作業費の確定（精算）	各工種の単価は該当年度の労務単価を採用して積算されるのでしょうか。	No.183の回答を参照ください。
185	要求水準書（案）	36	第4 2(6)履行困難時の対処 イ(ア)	工事費が大幅に増高するなど、明らかに合理的でなくとありますが、具体的にどの程度でしょうか。	具体的な基準は設定しておりませんが、要求水準書第4-2-(6)イ(イ)の資料により状況を確認した上で、このまま事業期間内に工事を進める場合に比べて、事業期間外に工事を先送りした方が工事費が大幅に縮減され、かつ事業効果に与える影響も限定的に留まるかどうか等、事業期間内と期間外で実施する双方の費用対効果を勘案しながら、履行の是非を判断していくこととなります。
186	要求水準書（案）	36	第4 運營業務に関する要求水準2(6)履行困難時の対処 ア(ア) B 管理者等と繰り返し協議を行うものの工事許可の取得困難な場合 C 住民に繰り返し説明するものの工事実施の理解が得られない場合	「B 管理者等と繰り返し協議を行う…」、「C 住民に繰り返し説明する…」とありますが履行困難認定の協議を市に申し入れるに当たり、どのような対応で何度「繰り返し」たかという判断基準はあるのでしょうか。ご教示願います。	具体的な判断基準は設定しておらず、事案に応じてケースバイケースで判断していくこととなります。これまでの管理者や住民との協議経過を確認した上で、これ以上協議を進めても事態が好転する見込みがない場合等が該当します。
187	要求水準書（案）	36	第4 運營業務に関する要求水準2(6)イ(ア)事業期間内に施工を進めることで、工事費が事業期間外に実施した場合と比べて大幅に増高するなど、明らかに合理的ではなく、事業期間を一定延長しても改善が見込めない場合には、事業対象から除外することの是非について、事業契約書第〇条に基づき、市と協議すること。	貴市が合理的判断に基づき、事業費が大幅に増高する、事業期間を一定延長しても改善が見込めない等、履行困難と認定するまで時間が掛かり過ぎた、履行困難事象が多発した等の理由で、民間事業者の経営状況や施工業者離れが深刻化する可能性が有ります。 貴市が策定した合理的判断の根拠となるルール(例、時間軸を定めた認定手続きフロー)をご提示願います。	履行困難の認定にあたっては、市と協議の上、要求水準書第4-2-(6)イ(イ)及びイ(イ)に示す資料が市に提出された段階で、速やかに判断してまいります。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
188	要求水準書（案）	38	第5 1(4)埋設調整(5)付属設備の配置(6)給水接合替の調整	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）について、P4民間事業者に委ねる業務範囲にて官の欄に○が付してありますが業務範囲が記載されておりません。具体的な官の業務内容をご教示願います。	質問いただいた点については、要求水準書第5-2-(4)から(6)に記載していますので、確認ください。
189	要求水準書（案）	39	第5 設計業務に関する要求水準2 ア 管路更新計画の実現に必要な設計の事業量を安定的に確保しつつ、その設計成果に対しては、照査プロセスを設け、品質についても確実に担保できる体制を構築すること	文章に違和感があるので、以下のとおり修正することをご検討願います。 管路更新計画の実現に必要な設計の事業量を安定的に確保 管路更新計画の実現に必要な設計の業務速度を安定的に確保	質問の趣旨を踏まえ、要求水準書第5-2-アでは修正していますので、確認ください。
190	要求水準書（案）	39	第5 設計業務に関する要求水準2 イ 各種法令その他設計に関わる準拠又は参照すべき指針・仕様を、設計業務に関わる全ての者に共有し、それらを徹底すること	文章に違和感があるので、以下のとおり修正することをご検討願います。 設計業務に関わる全ての者に共有し、それらを徹底すること 設計業務に関わる全ての者に共有し、それらを遵守すること。	質問の趣旨を踏まえ、要求水準書第5-2-イでは修正していますので、確認ください。
191	要求水準書（案）	40	第5 2(2)材料等の選定	ア 腐食性の土壌でも一定の長寿命化が図られる高規格な仕様とありますが、具体にはどのような仕様でしょうか。	要求水準書第5-2-(2)に記載する日本水道協会規格、日本産業規格、市が定める「調達用配管材料仕様書」に基づく仕様となります。
192	要求水準書（案）	40	第5 2(2)材料等の選定	イ 長期にわたって管内水質に悪影響を及ぼさない仕様とありますが、モルタルライニング、エポキシ樹脂粉体塗装などを指しますか。	要求水準書第5-2-(2)に記載する日本水道協会規格、日本産業規格、市が定める「調達用配管材料仕様書」に基づく仕様となります。
193	要求水準書（案）	40	第5 2(2)材料等の選定	カ 最新規格品の積極的な採用に努めることとありますが、規格品でない採用されないのでしょうか。	要求水準書第5-2-(2)キに基づく対応となります。
194	要求水準書（案）	40	第5 2(2)材料等の選定	キ 個別承認に要する資料一式とは、どのような内容でしょうか。	基本的には、開示する参照文書No.18「管路資材に係る資材供給者の承認に関する施行の細目」に基づく資料となりますが、具体的な事例に基づいて、市と協議の上決定することとなります。
195	要求水準書（案）	40	第5 設計業務に関する要求水準2(2) 市と協議し、耐震性、耐久性、耐食性に優れた最新規格品の積極的な採用に努めること	カにて「最新規格品の積極的な採用」と記載されていますが、キ記載の市の「資材等審査委員会」の開催および承認の頻度はどの程度でしょうか。ご教示願います。	質問いただいた点については、モニタリング基本計画別紙2-1を確認ください。
196	要求水準書（案）	41	不平均力対策（防護コンクリート）について	防護コン用のコンクリートは、詳細設計で具体的な配管検討を行う段階ではじめて出てくるものと考えが、このような追加で発生する費用は協議の上必要と判断された場合は発注者負担としてみてもらえるか。	ご理解のとおり、設計における配管検討の段階で防護コンクリート設置の有無が判断されるため、設計後の工事費算出において計上することとなり、市の負担となります。
197	要求水準書（案）	41	不平均力対策（防護コンクリート）について	詳細設計で予見できなかった支障物が施工時に出て伏越等が必要となり、結果一体化長さが長くなり、前後の配管の変更や防護コンクリートの打設が必要となった場合も同様に負担としてもらえるか。	設計で予見できなかった支障物による変更は、根拠資料等が提示され、施工の不確実性による変更と市が判断すれば、設計変更の対象となります。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
198	要求水準書（案）	42	設計業務 工法の選定	不断水工法について、一般的な横分岐では施工できない箇所について、特殊な不断水特殊工法（下分岐など）となる場合は、要求水準書（案）P.30にある外部有識者が構成する検証会議の対象となるのでしょうか。	当該検証会議については、特殊な工法や高コストな工法や技術を採用する場合等において、具体的な事象に基づき必要を判断して開催することとしており、ご質問の工法が該当するかについては現時点ではお答えできません。
199	要求水準書（案）	42	第5 2（3）工法の選定	必要に応じて工法検討（開削・非開削）比較選定表とはどのような内容でしょうか。	工法検討においては、施工性・経済性・安全性等の観点が必要と想定していますが、事業者が決定する上で必要となる観点をご提示頂き、具体的な事例に応じて、個別で判断することとなります。
200	要求水準書（案）	42	第5 2（3）工法の選定	工 新工法を採用する場合、どのような資料が必要でしょうか。	具体的な事例により必要となる資料も異なりますので、事象発生時に協議により必要な資料を決定することとなります。
201	要求水準書（案）	42	第5 2（3）工法の選定	オ 地盤変位対策検討書に関する資料例を提示いただけないでしょうか。	具体的な事例により必要となる資料も異なりますので、現時点での資料例の提示は差し控えてさせていただきます。
202	要求水準書（案）	42	第5 2（3）工法の選定	オ（ア）から（オ）に該当するかどうかは、都度、市に確認するという理解でよろしいでしょうか。	事業者において該当する箇所を適切に抽出いただき、市が設計内容の明示において承認することとなります。
203	要求水準書（案）	43	設計業務 工法の選定	河川横断部等で、河川管理者とは事前協議はされているのでしょうか。	今回の対象路線については、事前協議は行っておりません。
204	要求水準書（案）	43	第5 2（3）工法の選定	キ 橋梁添加管となる場合で、道路管理者より復元設計を求められた場合、復元設計は増額対象と考えてもよろしいでしょうか。	復元設計の想定がわかりかねますので、お答えできません。なお、管理者の指示により設計内容が変更や追加が発生した場合には、設計変更の対象となります。
205	要求水準書（案）	43	第5 2（4）埋設調整	ア 道路管理者及び埋設物管理者間の規約である「調整業務等の申し合わせ事項」とはどのような内容でしょうか。	埋設調整室の運営に関する事項、調整業務に関する事項、地下埋設深さの取扱いについて、調整図面類に関する事項、帳票に関する事項等が記載されています。
206	要求水準書（案）	44	第5 2（4）埋設調整	工（ア）現時点で、試験掘を想定している箇所があればご教示ください。	試験掘箇所の選定方法や箇所数に関しては、事業計画を踏まえて、事業者において試験掘実施計画書により決定していただくこととなります。
207	要求水準書（案）	44	第5 2（4）埋設調整	イ（イ）既設管を存置する場合はモルタル等の充填を行うのでしょうか。	既設管を存置せざる得ない場合は、道路管理者等の指示に従い行うこととなります。
208	要求水準書（案）	44	第5 2（4）埋設調整	オ 市道部における埋設工事調整は、長期工事調整予定調書（原則5年先まで）などを持って行われるとのこと。事業計画策定に際し、開示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。国道部についても同様です。	ご理解のとおりです。
209	要求水準書（案）	44	第5設計業務に関する要求水準 2要求水準（4）埋設調整 ウ大阪市道路工事調整協議会	大阪市道路工事調整協議会に対する事業者の立場は貴市の補助者であり主体的な調整最終責任は負わないとの理解で宜しいでしょうか。	調整最終責任が具体的にどのような責任を示すのかわかりかねますので、お答えできません。
210	要求水準書（案）	44	第5設計業務に関する要求水準 2要求水準（4）埋設調整 ウ大阪市道路工事調整協議会	大阪市道路工事調整協議会での調整不足・調整遅れ等に起因する本事業工程への影響の責任は事業者無く、事業遅延が発生した場合には契約上は貴市責任での事業期間延長に該当することを確認させて下さい。	調整不足や調整遅れの原因が、事業者なのか本市なのか、双方無帰責なのかにより対応は異なりますので、調整不足や調整遅れの事象のみをもって、事業期間延長に該当するとの判断とはなりません。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
211	要求水準書（案）	45	第5 2（4）埋設調整	キ 鉄道施設等の重要構造物に近接して施工する場合においても、あらかじめ当該構造物などの管理者と協議・調整とありますが、これは事業者のみで行うのでしょうか。	基本的に事業者のみで協議していただくこととなりますが、管理者から要請があった場合等、必要に応じて市も同席し、協力のもと行っていただくこととなります。
212	要求水準書（案）	45	第5 2（4）埋設調整	ク 私有地内で工事を行う際、占有に関する費用が発生した場合は市あるいは事業者いずれの負担となりますでしょうか。	基本的には、占有に関する費用が発生しないよう調整することとなります。なお、発生する場合には、設計内容の明示において市と協議の上、決定することとなります。その場合の配水管占有に係る費用は市の負担となります。
213	要求水準書（案）	45	第5 設計業務に関する要求水準 2（4） ク 私有地内で工事を行う際は、土地所有者との協議並びに工事及び占有に関する承諾手続きを事前に行うこと	更新対象に施工影響範囲にいて、土地登記の地目区分が公衆道路で地権者が民間のケースは実在するのでしょうか？ ご教示願います。	具体的に実在するかについては、事業者において設計段階で確認いただくこととなります。
214	要求水準書（案）	46	第5 2（5）附属設備の配置	イ 市消防局との協議は事業者のみで行うのでしょうか。	基本的に事業者のみで協議していただくこととなります。
215	要求水準書（案）	49	第5 2（8）試験掘計画の作成及び試験掘結果の反映	ア 試験掘実施計画書における合理的な範囲、数量は開示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	試験掘所の選定方法や箇所数に関しては、事業計画を踏まえて、事業者において試験掘実施計画書により決定していただくこととなります。
216	要求水準書（案）	49	第5 2（8）試験掘計画の作成及び試験掘結果の反映	ア 追加で試験掘りが必要となった場合、あらかじめ追加分について試験掘実施計画書を作成、提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	要求水準書（案）	49	第5 2（8）試験掘計画の作成及び試験掘結果の反映	ア 「情報の正確性等について疑義があり」とありますが、貴市から各情報の正確性について情報提供があるという理解でよろしいでしょうか。	「情報の正確性」は、市から情報提供を行うものではなく、協議等により確認することとなります。
218	要求水準書（案）	49	第5 2（8）試験掘計画の作成及び試験掘結果の反映	ア 別紙1では試験掘の実施後に設計内容の明示を行うフローとなっていますので、試験掘と設計内容の明示の手順について柔軟に変更して良いと理解してよろしいでしょうか。	施工での手戻りを削減するために、試験掘実施後の設計内容の明示を行うことも想定しており、試験掘と設計内容の明示については、要求水準を満たす範囲で柔軟に変更可能です。
219	要求水準書（案）	49	第5 2（8）試験掘計画の作成及び試験掘結果の反映	イ 「必要な土質条件が把握され」とありますが、土質調査を実施するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合の費用は工事費に計上されているのでしょうか。	既往の土質調査結果や試験掘結果から土質条件を把握することとなりますが、必要に応じて、市と協議の上で、土質調査を実施することができます。その場合の費用については、工事費に計上することとなります。
220	要求水準書（案）	49	第5 設計業務に関する要求水準 2 ア . (ア) 既存竣工図等の資料や他企業体との事前協議により得た情報の正確性等について疑義があり、それが解消され、手戻りなく施工が履行できる状態 (イ) 対象路線における仮設の施工計画を立案するに当たり、必要な土質条件が把握され、手戻りなく施工が履行できる状態	再公募で事業費を算出されておりますが、試験掘の費用算定には如何なる条件を設定したのでしょうか？ ご教示願います。	ご質問の趣旨がわかりかねますので、回答を差し控させていただきます。 なお、予定価格算出に当たっての試験掘に係る数量については、守秘義務対象資料として開示する参考資料No. 4（基本条件に基づく工事数量内訳書）で示しています。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
221	要求水準書（案）	52	施工計画書の作成について	「...施工計画書には表紙、目次を添付するとともに、電子データ化して年度、場所、名称等をもとに検索性を確保すること。」とありますが、これは市に対する検索性を確保する必要があるものの、第三者に対する公開又は検索性を確保するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。施工計画書を市が確認するにあたって、容易に検索できる構成であることを求めています。
222	要求水準書（案）	52	第6 2 ア 施工計画書の作成	電子データ化して年度、場所、名称等をもとに検索性を確保することとありますが、具体例を開示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問いただいた点については、守秘義務対象資料として開示する参照文書No.27（配水管布設工事施工計画書の手引き）で示しています。
223	要求水準書（案）	52	第6 2 ア 施工計画書の作成	施工計画の内容に変更が生じた場合は、当該工事を実施する前に変更に関する事項を施工計画書に反映させ、市の確認を受けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書において明記しましたので、要求水準書第6 - 2 - アを確認ください。
224	要求水準書（案）	52	施工計画書の作成について	施工計画書は、全路線を統合して作成するとの理解でよろしいでしょうか。 仮に、施工計画書を各路線で作成する場合は、安全対策、実施体制、施工方法等、同様の記載が各路線の施工計画で重複して記載することになるため、PF事業としての一括管理・一元運用等による効率化のメリット等を活かすためにも、施工計画は全路線を統合して作成することが合理的と史料しております。	工事全般に共通する事項を集約し、全路線を包括して記載頂いても構いませんが、路線ごとに異なる地域事情を反映した施工計画書を作成いただきます。
225	要求水準書（案）	54	第6 2 (1) 各種許可申請手続き ア(ア)	道路管理システムは事業者も閲覧できるのでしょうか。	道路管理システムは市で操作し、事業者が操作や閲覧する想定はありません。
226	要求水準書（案）	54	第6 施工業務に関する要求水準2(1) ア.(ア) 道路占用申請の事務 施工業務において、道路管理者に対して行う着手、工期延期、竣工等の各種届出や手続きについては、申請書の数量表及び添付資料を作成し、市が交付する表紙を添付し、提出すること。道路管理システムへの入力、市において行う	道路占用許可の許可期間内に行う実務 道路管理者への必要提出書類(着手届, 延期届, 完了届他)について、同管理者の指示条件を遵守することを要求していると理解しました。 申請書類の作成は当然ですが、許可期間中に実務対応を意図するならば、 (ア) 道路占用申請の事務 (ア) 道路占用許可期間内に行う実務(or 道路占用許可期間内の対応) に修正することを提言します。	市では、道路管理者に対する道路占用許可の取得から工事完了までの一連の手続きを「道路占用申請の事務」としていることから、原文のとおりとします。
227	要求水準書（案）	55	第6 2 (1) 各種許可申請手続き 工	繁華街や商店街などとの地元調整は市とともに行うと理解していますが、市が主導して進めるという理解でよろしいでしょうか。	繁華街や商店街等も含め、地元調整については、事業者にて主体的に実施していただきます。
228	要求水準書（案）	55	第6 2 (2) 試験掘	第5 2(8) で作成した試験掘実施計画を市に提出し、確認いただくあるいは承認いただくのでしょうか。提出した試験掘箇所は全て精算対象になるという理解でよろしいでしょうか。	試験掘実施計画については、事業者の裁量により作成いただくものであり、市の承認を要するものではありません。設定いただいた試験掘箇所については、市も内容を確認の上で、精算の対象となります。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
229	要求水準書（案）	56	第6 2 (3) 施工協議	ク 施工に関わる関係機関との協議事項等の記録の様式はありますか。	協議事項等の記録様式の有無は、関係機関によって異なるため、当該機関に適宜確認しながら進めてください。 また、記録様式がない関係機関については、協議日時、場所、参加者、協議内容がわかる様式を事業者にて作成してください。
230	要求水準書（案）	56	第6 施工業務に関する要求水準2 イ(4) 地元調整	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）について、P4 民間事業者に委ねる業務範囲にて官の欄に○が付してありますが業務範囲が記載されておられませんので、具体的な官の業務内容をご教示願います。	地元調整については、事業者にて主体的に実施していただきますが、住民や事業所等から市の立会を求められた場合には、市職員が同行し、事業者とともに対応することを想定しています。
231	要求水準書（案）	56	第6 施工業務に関する要求水準2 (3) 施工協議	道路管理者，交通安全管理者，埋設管理者等と、施工上の協議を行い同意を得て事業を進めることが基本原則です。 これまで貴市が使用してきた同意書と協議議事録のフォーマットを開示願います。	関係機関が指定する場合を除き、市では、協議記録等の統一したフォーマットを作成していません。各管理者等との協議実績については、基本協定締結後に、必要性を確認のうえ、可能な範囲で示します。
232	要求水準書（案）	57	(5) 工事施工	ア 国交省は「国土建第161号 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」により現場代理人の常駐義務の緩和を通達されています。現場代理人の常駐義務の緩和について貴市の考え方をご教示ください。	本事業における市と事業者間の契約上では、工事の現場代理人の配置を求めておりません。
233	要求水準書（案）	57	第6-2-(5)-7 現場責任者の常駐確保	施工管理企業が元請けの場合、施工業者は下請になるため要求水準どおり現場責任者を常駐させて技術上の業務を遂行させますが、特に建設業法で定められた資格要件は求めていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	要求水準書（案）	58	第6 2 (5) 工事施工 カ 管工事	洗浄排水の排水量の基準は開示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.134の回答を参照ください。
235	要求水準書（案）	59	(工) 管撤去	1週間程度断水状態にした後に、管切断や管撤去を行う際の再掘削の費用は計上できるという認識でよろしいでしょうか。	ご質問の再掘削について具体的な内容がわかりかねますが、必要な掘削については、市の積算基準に則って計上できます。
236	要求水準書（案）	61	断通水作業・洗浄排水作業	弁栓類の経年劣化等により規定のトルクであっても破損する可能性があります、不可抗力として認められるという認識でよろしいでしょうか。	経年劣化による破損は、事業契約書（案）別紙1 - (54)の「不可抗力」には該当しませんが、双方無責として取り扱います。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
237	要求水準書（案）	62	(ア) 事前調査対象やPR対象の抽出について	「事前調査対象やPR対象の抽出は、管路情報管理システム及び営業所オンラインシステムを活用すること」とありますが、現在、両システムで活用されている機能をそれぞれご教示下さい。	<p>管路情報管理システムは、断通水作業で影響を受ける給水分岐がどこにどの程度存在するかを把握するために使用します。</p> <p>営業所オンラインシステムは、管路情報管理システムで把握した影響する給水分岐について、給水状況（中止状態等の確認）をはじめ、給水用途（飲食店等）、使用者名、水栓番号、連絡先、メータ位置、給水方式（直結・受水槽・増圧ポンプ等）を把握するために使用します。</p> <p>なお、管路情報管理システムや営業所オンラインシステムでは、一部、給水装置の図面等で、給水装置の内部構造（タンクやブースターポンプの有無等）が確認できる場合がありますが、これらの情報が登録されていないこともあるため、現地調査で確定する必要があります。</p>
238	要求水準書（案）	62	(イ) 応急給水について	「応急給水に要するポリタンク等は市より支給する」とありますが、必要があれば給水車も貸与いただけると理解してよろしいでしょうか。	給水車の取り扱いについては、市の業務に支障が生じないことを前提に、その利用に係る協議に応じる想定です。
239	要求水準書（案）	62	シ 断通水作業・洗浄排水 (ア)	「市のホームページにて断水・濁り情報を数日前に掲載すること。」と記載がありますが、実施方法に関してご教示ください。	市のホームページ「断水・にごりのお知らせ」( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000548794.html">https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000548794.html</a> )に掲載している情報及びお客さまからの問合せに対応する連絡先を、事業者が市へ報告し、市にてホームページに掲載することを想定しています。
240	要求水準書（案）	62	シ 断通水作業・洗浄排水	「営業所オンラインシステム」とはどのようなものですか。	<p>営業所オンラインシステムとは、メータ検針・料金徴収等に係るお客さま情報を管理するシステムです。このシステムで、各給水分岐の使用者名、連絡先、水栓番号、メータ口径やメータ位置、給水方式を把握することが可能です。</p> <p>なお、給水方式は建物内部の施設であるため、届出のあった図面をもとにしていることから現地の状況と異なる場合があります。</p>
241	要求水準書（案）	62	第6 施工業務に関する要求水準2(5)シ、(イ) 住民や事業所等との断通水作業に係る調整の結果、応急給水や給水車が必要となる場合は、市と協議すること。なお、応急給水に要するポリタンク等は市より支給する	断通水作業に伴う応急給水は市が担うと理解して宜しいでしょうか？ 次に、住民や事業所等との断通水作業に係る調整の結果、応急給水や給水車が必要となる場合は、市が応急給水に要するポリタンク等を住民や事業等へ支給すると理解して宜しいのでしょうか？ 更に、給水車の取り扱いについてもご教示願います。	<p>断通水作業に伴う応急給水（ポリタンク等の配布を含む。）については、事業者にて主体的に実施して頂きます。なお、ポリタンク等の応急給水資器材は、市から支給します。</p> <p>また、給水車の取り扱いについては、No.238の回答を参照ください。</p>

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
242	要求水準書（案）	63	第6 施工業務に関する要求水準2（5）シ（力） 流速1m/秒以上で、管内容量の5倍（口径400mm以上の場合10倍）以上の水量を入れ替えることにより異物や砂・錆等が無くなるまで洗浄排水を実施すること	新たに埋設した送・配水管は原則として流速1m/秒以上で、管内容量の5倍（口径400mm以上の場合10倍）以上の水量を入れ替えることにより異物や砂・錆等が無くなるまで洗浄排水を実施すること。と記載されていますが、使用水の確保、処分法に付きまして従前の実績などご教示願います。	洗浄排水に用いる水は、新設管と接続する既設の送・配水管を水源とした水道水になります。 また、排水の処分法については、要求水準書第6-2-(5)スを確認ください。
243	要求水準書（案）	63	第6 施工業務に関する要求水準2（5）シ（キ） 口径400mm以上の新設管は、消毒のため、新設管内の水道水の次亜塩素酸ナトリウム濃度が10mg/Lとなるよう次亜塩素酸ナトリウムを添加する塩素注入作業を実施	消毒のため、24時間静置する新設管内の水道水の次亜塩素酸ナトリウム濃度が10mg/Lとなるよう次亜塩素酸ナトリウムを添加する塩素注入作業につきまして、給水方法、排水方法につきましてご教示願います。	次亜塩素酸ナトリウムについては、消火栓や空気弁等から、塩素注入器（定流量ポンプ）を使用して注入します。 また、排水にあたっては、排水設備等を使用し、必要に応じて適切な処理を行った上で、下水道施設や河川に排水します。
244	要求水準書（案）	64	第6 施工業務に関する要求水準2（5）ス。 洗浄水放流に係る対応	短時間の下水道管路への放流作業であったとしても、洗浄水をポンプにて下水道管渠(函渠)に放流する際は、自然流下方式の流速規格値(最大3m/sec以下)を満たす必要があるということでしょうか？ご教示願います。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、下水道の施設管理者の許可を得た場合は、この限りではありません。
245	要求水準書（案）	64	(シ) 開閉車について	「開閉車が必要となる場合は、市と協議すること。」とありますが、事業者で調達(積算に加える)する必要はなく、必要と認められる場合は使用可能であると理解してよろしいでしょうか。また、理解に誤りがある場合は公表時に具体的な積算方法をご教示下さい。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、開閉車は市の断通水業務でも使用しますので、使用予定日時については、事前に調整させていただきます。
246	要求水準書（案）	64	(シ) 貸与品について	貸与品一覧に記載されていない「拡張キー、水中ポンプ、送風機、酸素濃度計等」業務に必要であれば貸与いただけると理解してよろしいでしょうか。	拡張キー（仕切弁操作キーを含む。）は貸与しますが、それ以外は事業者にて準備頂きます。 なお、拡張キーは市の断通水業務でも使用しますので、使用予定日時については、事前に調整させていただきます。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
247	要求水準書（案）	68	(7) 施工管理 ア・・・適切な工事施工を管理する手法について、市の取組実績～と同等以上の水準で定め、・・・	市の取組実績～とは、どのようなものでしょうか。	「～」とは参照文書を示しており、該当する資料を参照してくださいという意味で記載してはいたしましたが、局内精査を踏まえ、当該記載はとりやめ、参照文書についても、以下のとおり修正し、各参照資料毎に該当する項目を示しています。  (規定類) 大阪市水道局請負工事監督要領 第1条～第12条：(7) 土木工事共通仕様書 第1編～第4編、第6編～第7編：(1)～(8) (マニュアル・要領書) 配水管工事施工ガイド～：(1)～(8) 配水管工事グループマニュアル：(1)～(8) 配水管布設工事施工計画書の手引き 監督員施工立会マニュアル：(1)～(8) 水道センター配水管工事グループ監督員現場巡視要領：(1)、(5)、(7)、(8) 現場巡視の知恵袋 第1章～第8章：(1)、(5)、(7)、(8) 重要管理ポイントの運用について 重要管理ポイント～：(1)、(5)、(7)、(8) 水道局における「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」の運用：(1)、(5)、(7)、(8) (その他) 水道事故事例集～安全性の向上と技術継承に向けて～：(1)～(8) 建設工事公衆災害防止対策要綱：(1)、(4)、(5)、(7)、(8) 建設工事事故防止対策【安全対策リーフレット】及び事故事例集(国土交通省近畿地方整備局ホームページ)：(1)、(5)、(7)、(8)
248	要求水準書（案）	68	(7) 施工管理 イ・・・市が実施している管理基準と同等以上の基準を定め、・・・	市が実施している管理基準とは、どのようなものでしょうか。	No.247の回答を参照ください。
249	要求水準書（案）	69	(7) 施工管理 ウ・・・(ア)～(カ)の手段を参考に・・・	(ア)～(カ)の手段とは、どのようなものでしょうか。	No.247の回答を参照ください。
250	要求水準書（案）	69	第6 2 (7) 施工管理 ウ	(オ)現場でのサンプル採取による証拠保全の対象は埋戻し材料のみについてでしょうか。	路床材料と路盤材料を対象とします。
251	要求水準書（案）	69	第6 2 (7) 施工管理 ウ	(オ)サンプル採取による証拠保全の期間をご教示ください。	市では5年間保管としていますので、これと同等以上の期間で保管して下さい。
252	要求水準書（案）	71	第7 2 (1) 施工業務の品質管理	イ 施工業者の実績、経験、技術能力に関して、施工着手後も定期的に確認し、確認結果を市へ報告すること記載がありますが、どのくらいの頻度をお考えでしょうか。	年1回を想定しています。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
253	要求水準書（案）	71	第7 2 要求水準	施工業務の品質管理に関する確認結果の報告様式 のフォーマットはありますか。	質問いただいた点については、開示する参照文書No.19 （土木工事共通仕様書 第1編～第7編（第5編除く）） のうち「第6編 施工管理基準」を確認ください。
254	要求水準書（案）	72	第7 2 (2) 工事完成検査	才 工事完成検査において、出来形や品質の適否 を判断することが困難な場合に舗装や配水管等を 破壊・分解した場合の費用は事業者負担という理 解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	要求水準書（案）	30 31	第4 運営業務に関する要求水準2(2) ア、 (ウ) 設計業者に直接雇用されている者の中から、 AからDの資格のいずれか一つを有する者 を、管理技術者（受託した設計業務の技術上 の管理及び統括を行う者）として配置するこ と。 また、S P C が直営で設計業務に従事する場 合には、S P C は上記(ウ)に定める管理技 術者を配置すること。	設計業者の選定には、 ・ S P C が直営で設計業務を行う場合は S P C に 設計管理技術者を配置する。 ・ S P C が業務委託する場合は設計業者に設計管 理技術者を配置する。 事業速度を加速化する理由で、業務委託と S P C 自前設計を併用する場合もあると想定しますが、 本件の可否についてご教示願います。	業務委託と S P C による直営設計を併用して業務を遂行 いただくことも、特に問題ありませんので、設計業務の円 滑な履行に向けて、柔軟にご対応ください。
256	要求水準書（案）	38 40	設計業務 材料等の選定	本業務での使用する配管材料は、耐震管になると 想定されます。 要求水準書（案）P.6では、耐震管は離脱防止機能 を有するダクタイル鋳鉄管及び溶接継手の鋼管と 定義されています。 材料等の選定では、ダクタイル鋳鉄管と鋼管の比 較検討の作成は必要でしょうか。	基本的な材料等の選定方針を、設計計画において決定し た上で、個別路線においてその方針と異なる使用となる場 合には、必要において比較検討の作成を行っていただくこ ととなります。
257	要求水準書（案）	56 57	第6 施工業務に関する要求水準2(4) ア 工事施工に対する市民の協力を得るため、 施工現場の周辺及び断水や濁り発生等の影響 範囲に位置する住民や事業所等に対し、事業 の目的、工事内容、断水・濁り発生の影響及 び期間等について、丁寧に P R したうえで、 工事施工に着手すること ウ 住民や事業所等からの問い合わせ、意見及 び要望には真摯に対応し、適切に施工計画書 に反映させること。	丁寧に P R したうえで工事施工に着手すること と記載されておりますが、工事反対の意を唱える少 数の住民、ポスティングした P R 資料に目を通さ なかった住民等からクレームが発生し収拾が付か ない場合、当該住民に対して貴市が行ってきた具 体的対応についてご教示願います。	市では、町会長等の地域代表への説明、沿道の住民や事 業所等への工事 P R 文書の配布、個々からの問い合わせ、 意見が寄せられた場合の個別説明等、丁寧な対応を行って おり、一度で理解を得ることができない住民等に対して は、繰り返しの説明や法的確認を踏まえた対応を実施して います。 あらゆる手段を尽くしてもなお、住民等から工事实施の 理解が得られない場合、市では、当該工事を中止した実績 があります。
258	要求水準書（案）	全体	要求水準	要求水準については、未達成の場合、違約金が発 生するとなっておりますが、達成・未達の判断をす るための「基準値」的なものはないのでしょ うか。 モニタリング基本計画に未達の事象例が示されて いますが、要求水準書には記載されないの でしょうか。	要求水準の未達の事象例として例示している具体事象を 元に判断します。 要求水準書については、業務の品質確保を目的に、市が 事業者を求める業務の水準について記載するものと整理し ており、事象例については、要求水準の未達の是正措置に ついて記載しているモニタリング基本計画に記載していま す。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
259	モニタリング基本計画（案）	6	図 1 市と事業者のモニタリングの体制（イメージ）	事業者側に記載の「事業運営担当」の定義が要求水準書（案）第 2 - 1（3）実施体制に関する事項に記載されておりません。「計画・運営担当」と計画と運営の両方を含めたために運営が重複しているのではないのでしょうか。ご教示願います。	事業運営担当は、事業経営全般を管理する部門を想定して示したものです。なお、あくまでイメージとしての記載ですので、事業者に図のとおり体制を求めるものではありません。
260	モニタリング基本計画（案）	7	第 3 1（2）市によるモニタリング	承認事項及び確認事項については、別表 2-1、2-2 に示す項目に承認、確認を記載されていますが、この判断は市にて行うという理解でよろしいでしょうか。	市のモニタリング項目については、モニタリング基本計画別紙 2 - 1 及び 2 - 2 のとおり市が定め、提出書類等についての承認・確認を行います。
261	モニタリング基本計画（案）	7	第 3 1（2）市によるモニタリング	承認及び確認が完了したことを、ご連絡いただくと理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。詳細については検討中です。
262	モニタリング基本計画（案）	8	第 3 1（2）市によるモニタリング	事業実施に大きな手戻りが生じることを防ぐための承認事項とあるが、大きな手戻りとはどのようなレベルでしょうか。	大きな手戻りとは、作業工程の中で問題が生じた際、前の段階まで戻ってやり直すことであり、そのうち特に後段の作業に対して大きな影響を与える事項やリカバリーが容易でない事項を承認事項として定めています。
263	モニタリング基本計画（案）	8	第 3 1（2）市によるモニタリング	確認事項は市のチェックを受ける前に次の課程に進むことができるとあるが、市の確認後に変更などが生じた場合は、手戻りが発生することも考えられる。事前チェックが必要ではないでしょうか。	事業者が本事業を主体的に実施するとともに、自ら業務内容をチェックしていただくことが基本であると考えており、全ての項目を市が事前にチェックするのではなく、後の工程に大きな影響が生じる事項に限り事前に市が承認を行うこととしています。入札条件としてご理解ください。
264	モニタリング基本計画（案）	10	第 3 1（2）市によるモニタリング	オ 現地における確認において、要求水準等の達成に疑いがあり、検査のため、施工部分を破壊し、確認したのち、要求水準等を達成していることが確認できた場合は、その確認、復旧にかかる費用は市の負担となるのではないのでしょうか。	市の工事請負契約同様、証拠書類や写真の不備等により、要求水準の達成に疑いが生じた場合に最小限度の破壊による確認を行うことを想定しています。入札条件としてご理解ください。
265	モニタリング基本計画（案）	10	第 3 1（3）監査等への対応等	市監査委員による監査等には事業者も同席するのでしょうか。	基本的には市のみが出席し対応しますが、必要に応じて事業者の同席を求める場合もあります。
266	モニタリング基本計画（案）	10	第 3 モニタリングの実施方法 1（3）市に対して、事務や工事の施工状況等を対象とした監査等々が実施される場合は、事業者は市とともに、資料請求や実地調査等、関係機関からの求めに速やかに対応しなければならない。 また、監査等での指摘・意見を受けて、本事業における対応が必要となる場合には、事業者は、市と協議の上これに協力すること	想定される監査と頻度および対応内容についてご教示願います。 また、この対応により民間事業者が著しく不利益を被った場合は貴市に損失補填等を要求できるよう、貴市は一定のルールを策定する必要があると思いますが、貴市の考え方をご教示願います。	年度により異なりますが、令和 4 年度実績としては、6 回実施された監査（内部監査、I S O 等）のうち、監査等への対応のために、民間事業者の協力が必要となったことは、特にありませんでした。 監査等への対応については、事業者に協力を求めつつも、業務の適正な履行に関して市が主体的に対応するものであり、基本的に、事業者に損失が発生する想定はありません。 なお、監査の結果、仮に要求水準の内容を変更する必要がある場合には、市と事業者で協議を行うこととなります。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
267	モニタリング基本計画（案）	11	事業期間満了時のモニタリングの実施方法について	事業者は事後評価に必要な資料や引継書を作成し、確認する。なお具体的な資料等については協議において定めるとありますが、履行困難となった箇所においては、要求水準書P36において根拠資料一式を市に提出する規定があるため、再度、資料を提出する必要はないという認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、状況により必要な場合は協議において定めることとなります。
268	モニタリング基本計画（案）	11	第3 モニタリングの実施方法2(1) 市は、提出された書類をもとに、次の観点から事後評価を行う。 ・事業目的(更新のペースアップ、コストの抑制等) が達成されたか ・次期事業手法の選定や今後の更新業務の改善のための検討	貴市は不確実性の高い施工が伴う事業であることを認識されていると思います。民間事業者を評価するうえで、貴市が基本設計を行わず公募したことを考慮頂き、民間事業者の成果である更新ペースやコスト以外に、プロセスである事業中の推進力を含む総合的な評価を頂きたいと考えております。	該当箇所については、本事業に関する効果測定としての事後評価について、事業終了後に、事業目的の達成や次期事業手法の選定、今後の更新業務改善のための検討といった観点から行うことを記載しています。事後評価にあたっては、本事業の特性を踏まえ、上記の観点から総合的な評価を行う想定です。
269	モニタリング基本計画（案）	12	第4 要求水準等未達事項に対する措置 1(1)ア 要求水準等未達の通知	軽過失、重過失夫々に対する是正措置および作業再開の手順についてご教示願います。	有責性のいかんにかかわらず、原則としてモニタリング基本計画第4-1に記載のとおりの手順とすることを想定しています。
270	モニタリング基本計画（案）	13	1事業期間中における措置 (1)要求水準等未達の通知と是正措置要求表 2不可抗力	不可抗力は事業契約上の不可抗力条項が適用され事業者は免責と理解します。要求水準未達扱いによる違約金対象からは外して頂く様お願い致します。	不可抗力による未達の発生については、違約金対象としておりません。ただし、不可抗力であっても、今後同様の事例が起きないように、市と協議して是正措置として再発防止策を定めた場合、当該再発防止策を指定は正期限内に実施しなかった場合には、違約金の対象とします。詳しくは、事業契約書（案）別紙5の別表を確認ください。
271	モニタリング基本計画（案）	13	1事業期間中における措置 (1)要求水準等未達の通知と是正措置要求表 2不可抗力	不可抗力による要求水準未達扱いによる違約金が課せられるのであれば、入札費用に予備費として一定程度見込む必要がありますが、貴市側の本事業予算にも左記予備費が見込まれていますか。	不可抗力による要求水準未達違約金については、No.270の回答を参照ください。 こういった趣旨を踏まえて、ご指摘の違約金については、適切に業務を行っていただければ通常発生しないものと考えています。
272	モニタリング基本計画（案）	13	表2 要求水準等未達の事象例	要求水準の未達の事象例により、未達となる事象がどのようなものかはイメージできますが、基準が明確でないものもあります。達成・未達の判定はこの事象例を基に行われるのでしょうか。	質問いただいた事象例は例示であり、これを踏まえて個別の事象に応じて判断します。
273	モニタリング基本計画（案）	15	第4 要求水準等未達事項に対する措置2(1) 市と事業者は、事業期間の延長について協議を行い、事業期間を延長せず事業を終了するか、事業期間を延長して4年を限度として更新事業を実施するかを決定する。	事業量が未達であっても設計変更等によるコスト増額で契約金額に達していた場合、民間事業者は違約金額無しで事業を終了できる、または事業期間4年を限度として事業を継続できることを明記願います。更に、継続の場合は残事業量を考慮して S P C 経費の増額を認めることも明記願います。	本事業においては、各路線のサービス購入料の合計金額が契約金額を上回ることが確実と判断した場合であっても、事業を終了するのではなく、予定している路線については、必要な措置を講じた上で、実施していただくことが原則と考えています。詳しくは、事業契約書（案）第34条を確認ください。 なお、事業期間が延長となった場合、S P C 経費については、残工事を考慮して双方協議の上、必要な経費を決定し延長期間中支払うこととしています。詳しくは、事業契約書（案）別紙3の2-(4)を確認ください。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
274	モニタリング基本計画（案）	16	3 要求水準等未達を理由とする契約解除時の措置	市の契約解除は規定されていますが、市による承認・確認の不備やに伴う工事遅れなど事業者の事由に依らない継続困難な状態など、事業者側の契約解除規定が無い事は片務契約では無いでしょうか。	重要な契約条件の説明書では、重要な契約条件として、事業者のペナルティに関連する条文案として、事業者帰責による契約解除の条文案を示したのですが、市帰責も含め、その他の事由による事業者側からの契約解除についても事業契約書（案）で定めていますので、事業契約書（案）第62条から第68条を確認ください。
275	モニタリング基本計画（案）	18	別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧	承認に係る標準期間に加えて、確認に係る標準期間もご教示ください。	確認については、提出書類受領後、速やかに行うことを想定していますのでご了承ください。なお、確認項目については、承認項目とは異なり、市のチェックを受ける前に次の工程に進むこともできるとしております。詳しくは、モニタリング基本計画第3-1-(2)を確認ください。
276	モニタリング基本計画（案）	18	第4 要求水準等未達事項に対する措置 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧	<誤字> 計画業務 (1)管路更新計画の策定と管理 中期事業報告書(4事業年度目まで)	モニタリング基本計画において修正しています。
277	モニタリング基本計画（案）	18	別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧	初年度の管路構成計画を検討するために必要となる資料の提供時期をご教示ください。	事業開始後、事業者は要求水準書第3-2-(2)アに基づき市に協議を依頼して管路構成計画の案を作成し、モニタリング基本計画別紙2-1に記載する程度の承認期間を経て、市は承認を行います。 一度に協議する路線数が集中する場合、承認期間はモニタリング基本計画別紙2-1に記載の期間よりも伸びる可能性があります。
278	モニタリング基本計画（案）	19	第4 要求水準等未達事項に対する措置 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧 1 承認に係る標準期間に関する留意事項 ・個別路線単位の業務に係る期間については、1件あたりの標準事業量として、0.5~1kmを目安にしている	貴市のモニタリング期間として、設計図等の成果図面、数量計算書、積算照査が同時遂行されたとしても、標準事業量(0.5~1km/件)に対し照査期間が全体的に遅いと判断します。 貴市のモニタリング体制の強化を希望します。	モニタリング基本計画別紙2-1に示す「承認に係る標準期間」は、あくまでも目安であり、市と事業者の双方で具体的な設計業務工程で適宜確認し、事業者においては業務の平準化等にも配慮いただきつつ、市においても円滑にモニタリング業務が進められるように努めてまいります。
279	重要な契約条件の説明書	2	・履行困難路線 <用語の定義> ア 事業終了日までに当該路線を本契約の規定に従って市に引き渡すことが困難な路線 イ 本事業期間を延期した場合であっても、当該路線に係る施工業務を実施することが合理的でない路線	ア、イとも事業期間終了日を期限としています が、貴市と民間事業者の認定協議が長引いた際、遅延による違約金が発生しないよう追記願います。 また、合理的でない判断は民間事業者のリスクを低減する目的で早期に決定願いたいので、具体的なスケジュールも含めご教示願います。	事業契約書（案）第61条に、事業者の責めに帰すべき事由により本事業終了日において事業量未達となった場合、市が違約金の支払いを求めることが出来ると明記しています。ご質問の事例については、本事業終了日において事業量未達となった原因が事業者の責めに帰すべき事由に該当しなければ、違約金の対象とはなりません。 また、要求水準書第4-2-(6)イにおける「合理的ではない場合」の判断についても、双方で事実関係を確認し合った上で、要求水準書第4-2-(6)イ(イ)に示す資料が市に提出された段階で、速やかに判断してまいります。
280	重要な契約条件の説明書	2	・履行困難路線 <用語の定義>	「本事業期間内に施工業務を実施することが明らかに合理的でなく」という表現がありますが、具体的にはどのような場合でしょうか。	要求水準書第4-2-(6)イ(ア)に示す想定例A~Cのとおりです。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
281	重要な契約条件の説明書	2	履行困難路線 参考条文案：履行困難路線 3. その出来高に応じて、市は、当該履行困難路線の設計費及び工事費に係るサービス購入料 A 並びにサービス購入料 B を事業者に対して支払うものとする	サービス購入料 A (設計費, 工事費), B (断通水作業費) のみの記載ですが、設計業者や施工業者へ発注するまでに潜在するリスクが有ります。 具体的には、民間事業者が各種管理者協議の要求事項に従い検討図の作成、安全性の定量評価(数値解析他)等を積み重ねることで、サービス購入料 C が高み経営が悪化する、その他実施中の業務に支障を来たす等が考えられます。 以上より、貴市に一路線の業務フローを再精査頂き、民間事業者が実務を遂行した対価に着目したうえで、サービス C も精算対象に追加することを検討願います。	設計費や工事費、断通水作業費については事業費変更の対象としますが、S P C 経費については、これらの対応分も見込んでいるため、提案時において確定するものとしており、事業費変更の対象とはしません。 なお、例示頂いた具体的なケース（民間事業者が各種管理者協議の要求事項に従い検討図の作成、安全性の定量評価(数値解析他)）のうち、設計費に含まれます。
282	重要な契約条件の説明書	3	事業期間及び事業期間の延長	事業期間や期間の延長〔合意延長〕の記述はあるが、事業期間内早期に完了した（履行困難路線を含む）場合はどうなるのですか。	更新義務のある路線の引き渡しは本事業終了日より前に全て完了した場合には、当然に事業終了となります。詳しくは、事業契約書（案）第67条を確認ください。（S P C 経費は予定する事業量を実施するために要する額として見込んでいるものであり、本件場合に係る減額の想定はありません。）
283	重要な契約条件の説明書	3	事業期間及び事業期間の延長	事業期間の延長に合意した場合、事業費についても延長期間分について、申請するのでしょうか。	事業期間を延長した場合のサービス購入料 C（S P C 経費）については、残りの事業量を踏まえた S P C の維持運営等に要する経費について、双方協議により算定し、これに削減率 1 を反映して、当該延長となった期間のサービス購入料 C を確定します。詳しくは、事業契約書（案）別紙 3 の 2 - ( 4 ) を確認してください。
284	重要な契約条件の説明書	3	事業期間及び事業期間の延長	延長期間について全体事業計画書作成にあわせ、あらためて事業費申請は必要でしょうか。その場合、削減率は継続でしょうか。	事業期間延長時には、全体事業計画の作成にあたり、残りの事業量に係る設計費、工事費及び断通水作業費を特定することになりますが、当該時点での総事業費に基づき特定されると想定しています。また、削減率 2 は延長期間も継続されます。 また、事業期間を延長した場合のサービス購入料 C（S P C 経費）については、No.283 の回答を参照ください。
285	重要な契約条件の説明書	3	事業期間及び事業期間の延長 < 契約条件の概要 > 合意延長の申し出は・・・、申し出期間は令和12年8月末日まで・・・（これ以降も、市は可能な範囲で協議・・・）	事業期間延長の申し出は、期間終了の約1年半前が期日となっていますが、それ以降に遅れが発生するものもあると思います。1年半前が期限というのは早すぎるのではないのでしょうか。	延長協議については、市の延長期間に係る予算措置に要する期間も考慮し、令和12年8月末日までを協議申し出期限としていますが、当該申し出期限後に延長を要する事由が生じた場合でも、市は可能な範囲で延長協議に応じることとしています。詳しくは、事業契約書（案）第57条第3項を確認ください。
286	重要な契約条件の説明書	3	事業期間及び事業期間の延長 条文案：事業期間	事業期間の合意延長の場合、「別添 3 要求水準等の未達等に係わる違約金について」P.5~6記載の期間延長違約金との関係性を教えて頂きたいのですが、合意延長ですので上記記載の違約金は課されない、との理解で宜しいのでしょうか。	合意延長のうち、事業者の責めによらない事由による延長の場合は違約金の対象とはなりません、事業者の責めに帰すべき事由により事業期間満了時に業務完了せず延長した場合は、違約金を請求します。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
287	重要な契約条件の説明書	4	・契約金額の変更等	サービス購入料の合計金額が契約金額を上回る見込みが確認された場合、債務負担行為の再設定・議会承認等の措置を講じるとあるが、この間は事業を進めてよろしいでしょうか。	事業の進捗に影響が生じないタイミングで適切に協議を行い、必要な措置を講じるための手続きを進めていく想定です。
288	重要な契約条件の説明書	4	契約金額の変更等について	「当該通知受領後に協議を開始し、サービス購入料の合計金額が契約金額を上回ることが確認された場合は 債務負担行為の再設定・議会承認をはじめとする契約金額の変更などの必要な措置を講じる。」とありますが、サービス購入料の合計金額が契約金額を上回ることが確認された時点から、債務負担行為再設定までの期間、及び、議会承認がなされるまでの期間をご示ください。 またこの議会承認に関して、臨時に議会を招集することも想定されますでしょうか。もし定例議会の場合、開催待ち期間による事業遅延リスク等については、民間事業者の責に寄らないと理解して宜しいでしょうか。	事業の進捗に影響が生じないタイミングで適切に協議を行い、必要な措置を講じるための手続きを進めていく想定です。こういった協議や手続きの実施に当たって協力いただいている限り、事業者の責めにはなりません。
289	重要な契約条件の説明書	4	契約金額の変更等について	「当該通知受領後に協議を開始し、サービス購入料の合計金額が契約金額を上回ることが確認された場合は 債務負担行為の再設定・議会承認をはじめとする 契約金額の変更などの必要な措置を講じる。」とありますが、サービス購入料の合計金額が契約金額を上回ることが確認されたにもかかわらず、債務負担行為再設定・議会承認がなされない場合、どのように対応するかお示ください。また、「契約金額の変更などの必要な措置」とは、どのような措置か、具体的にお示ください。	仮に、債務負担行為の再設定・議会承認がなされない場合、市と事業者の双方協議により具体的な対応を決定することを想定しています。また、「契約金額の変更などの必要な措置」とは契約金額の増額のための契約変更手続き、それに要する債務負担行為の再設定・議会承認といった一連の手続きをさします。
290	重要な契約条件の説明書	6	不可抗力リスクにより市への協力について	「事業者は、地震等不可抗力発生時の事業者の対応として、初動対応等の措置の他、市が指定する優先更新路線の更新の実施や国庫負担申請等に係る市への協力を行う。」とありますが、この対応による事業全体計画書等の変更や優先更新路線にかかわる関係者との調整、及び許可手続き等に係る SPC 経費の増加については、貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力事象に起因する S P C 経費の増加については、当該年度のサービス購入料 C の 1 % に相当する額を「一定の金額」として、事業者の負担とし、当該金額を上回る部分を市が負担するとしています。詳しくは、事業契約書（案）第 46 条を確認ください。
291	重要な契約条件の説明書	7	・リスク分担 条文案：不可抗力の発生	市は事業者に対し、当該協力の一環として費用負担を求めることはないものとする。とありますが、これは貴市が費用を全額負担するという理解でよろしいでしょうか。	重要な契約条件の説明書における当該条文案のなお書きは、「市水道事業の復旧に向けた市が実施する市水道事業の継続に必要な措置のための市側の費用について、事業者に負担を求めることはない」ということを念のため明確にする意図で定めておりましたが、誤解を生じかねないため、削除することとしました。なお、事業契約書（案）第 45 条第 4 項を確認ください。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
292	重要な契約条件の説明書	7	リスク分担 不可抗力リスク 条文案：不可抗力の発生	コロナ感染症等の予期出来ない大規模感染症拡大等の発生により事業運営に影響を及ぼした場合には、不可抗力として扱って頂けることを確認させて頂いて下さい。	通常予見することが不可能な感染症であれば、「疫病」として不可抗力事象に該当すると考えます。 なお、新型コロナウイルスも不可抗力の定義の中の「疫病」に含まれますが、新型コロナウイルスが不可抗力に該当するか否かは、予見可能性や回避可能性等、事業契約書（案）別紙 1 の（54）不可抗力の定義に該当するか否かにより個別に判断されます。
293	重要な契約条件の説明書	7	リスク分担 不可抗力リスク 条文案：不可抗力の発生	不可抗力が発生し事業期間に影響を及ぼした場合（例として、地震発生により事業進捗に遅れが生じて事業期間延長が必要など）、事業者は完全免責（違約金を含むあらゆる貴市からの求償無し）で合意延長頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	不可抗力により、事業期間内の完工が困難な路線が発生した場合、履行困難路線認定に係る双方協議の結果、事業期間の延長を行えば、当該履行が可能と判断された場合、事業期間の延長手続きを行ったうえで、完工を求めることとなりますが、その際に事業者への違約金請求は行わない想定です。
294	重要な契約条件の説明書	7	リスク分担 不可抗力リスク 条文案：不可抗力の発生	ウクライナ情勢等の予期できない世界情勢や国内情勢の変化に伴うリスクについて、物価変動リスクは物価変動リスク条項での求償は理解しますが、事業期間に与える影響（遅延）等も考慮頂き、事業者の完全免責（違約金を含むあらゆる貴市からの求償無し）での合意延長をお願い致します。	物価変動リスクについては、1.5%の変動（S P C 経費・工事費）までは事業者、1.5%を超える場合は市が負担することとしています。詳しくは、事業契約書（案）別紙 4 の 1 をご確認ください。 また、質問のような場合において、事業者側に帰責事由がなく、事業期間内の完工が困難な路線が発生し、履行困難路線認定に係る双方協議の結果、事業期間の延長を行えば、当該履行が可能と判断された場合、事業期間の延長手続きを行ったうえで、完工を求めることとなりますが、その際に事業者への違約金請求は行わない想定です。
295	重要な契約条件の説明書	8	VI. リスク分担 条文案：不可抗力による増加費用及び損害の扱い 1. (1) 当該不可抗力影響路線の工事費に係るサービス購入料 A 並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用又は損害は、事業者が負担し、これを超える額については市が負担する	工事費に係るサービス購入料 A が対象となっていますが、この工事費の中には第三者の安全対策費や仮復旧に向けての計画・設計費および工事費等が含まれると理解して宜しいでしょうか？ ご教示願います。	不可抗力事象により生じた工事費増加費用（当該不可抗力影響路線の工事費に係るサービス購入料 A）に含まれるものとしては、工事目的物に関する損害、工事材料に関する損害、仮設物又は建設機械器具に関する損害に対する取り片付けに係るものとなり、ご質問にある費用の該当性については、具体的な損害への対応との関連性をみながら判断していくこととなります。（公共工事標準請負契約約款第三十条に準じて対応）
296	重要な契約条件の説明書	9	リスク分担 条文案：第三者に及ぼした損害 3	「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領」の規定について開示いただけると理解していますが、市と事業者で協議、案分するというのでしょうか。	「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領」は、市ホームページに掲載しています。同要綱の規定を準用して、市と事業者双方のリスク負担を決定します。  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000205626.html">https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000205626.html</a>

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
297	重要な契約条件の説明書	9	第三者に及ぼした損害について	「...かかる場合の補償事務の取扱い及び補償費用の負担については、市が策定する「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領」の規定を準用する。」とありますが、この「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領」はどこで確認できるかご教示ください。	市ホームページに掲載しています。  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000205626.html">https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000205626.html</a>
298	重要な契約条件の説明書	10	要求水準等未達等に係る違約金 参考条文案：期間満了による本事業終了時の要求水準未達違約金 市は、本事業終了日において、当該時点までにおける事業者の総事業量及び定量的指標の実績が、本契約及び要求水準書に定める事業量及び定量的指標に達しなかった場合	履行困難路線について貴市と民間事業者の協議が長引くケースが多発した場合、若しくは事業終盤まで合意に至らなかった場合、公平性の観点で当該路線が要求水準に未達と判定すべきでないかと判断しますが、貴市の方針をご教示願います。 また、履行困難路線が承認され対象路線が減少したことで減額変更契約を行うものの、設計変更が高み事業費が変更金額に達してしまった場合、民間事業者は違約金無しで契約を解除できることをご了承願います。	市との協議が長引いたことにより、本事業終了日までに履行を終えることができなかった場合においては、原則事業者の責めに帰すべき事由による要求水準の未達には該当しないため、違約金の対象とはなりません。 また、本事業においては事業費の上限額は設定せず必要に応じて予算措置を講じ、設計変更手続きを行う等によって、原則としては事業を継続することを想定しています。 詳しくは、事業契約書（案）第34条を確認ください。
299	重要な契約条件の説明書	11	契約解除等違約金－事業者事由解除等について	契約解除等の違約金について、市の責めに帰すべき事由が生じた場合において、事業者による契約解除の条件、及び、市から事業者に対する違約金及び損害賠償の支払条件をお示しください。	質問いただいた点については、事業契約書（案）第64条及び第72条を確認ください。
300	重要な契約条件の説明書	12	要求水準等未達等に係る違約金 条文案：契約不適合に関する責任 市又は市の指定する者は、本契約の規定により譲渡された資産に契約不適合があるときは、本事業終了日から2年以内に限り、事業者に対し、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる	貴市と民間事業者が協議のうえ、民間事業者の責が明確である場合に適合するものと考えます。 双方協議のうえ調査により原因解明を行うことを決定した場合、結果として民間事業者に責が無ければ、調査に掛かった費用および是正費用等の精算方法についてご教示願います。	契約不適合に関する事業者の責任について原因解明のために要した調査費用（破壊調査に伴う復旧費用含む）につきましては、当該調査は写真や書類等で適正な履行が確認できない場合に必要となると想定され、また事業者が自らの責任でないことを証明するため行うものであることから、事業者の負担と考えています。
301	重要な契約条件の説明書	12	要求水準等未達等に係る違約金 条文案：施工業務の目的物完成後の契約不適合責任等	貴市と民間事業者が協議のうえ、民間事業者の責が明確である場合に適合するものと考えます。 双方協議のうえ調査により原因解明を行うことを決定した場合、結果として民間事業者に責が無ければ、調査に掛かった費用および是正費用等の精算方法についてご教示願います。	No.300の回答を参照ください。
302	重要な契約条件の説明書	12	要求水準等未達等に係る違約金 契約不適合責任 条文案：契約不適合に関する責任	本契約の規定により譲渡された資産とありますが、具体的には何を想定されていますか。	具体的には、市に引き渡す更新後の管路のことを想定しています。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
303	重要な契約条件の説明書	12	要求水準等未達等に係る違約金 契約不適合責任 条文案：契約不適合に関する責任	貴市又は貴市の指定する者に対する責任が事業者者に課せられるようですが、事業者の契約先は貴市ですので、貴市の指定する者への契約責任は負えないと考えます。貴市の指定する者に対する契約責任は削除して頂く様にお願い致します。	当該文言は削除しましたので、事業契約書（案）第60条を確認ください。
304	重要な契約条件の説明書	12	要求水準等未達等に係る違約金 契約不適合責任 条文案：契約不適合に関する責任	事業終了から2年の責任期間（故意又は重過失の場合は10年）ですと仮に事業開始1年目に譲渡した物があると、その責任期間は10年となりますので、譲渡から2年（故意又は重過失の場合は10年）として頂く様にお願いします。	意見いただいた条文案は、事業終了時に譲渡された物等を想定したものです。事業期間中の引渡しに係る契約不適合責任の期間に関しては、引渡しから2年（故意又は重過失の場合は10年）としています。詳しくは、事業契約書（案）第31条を確認ください。
305	重要な契約条件の説明書	14	全体事業計画書の確定できないことについて	「前項に基づき提出された全体事業計画書の案について、市と事業者は協議及び調整を行い、本事業期間の初年度に係る市の予算案が市議会で可決され、市が承認することをもって、全体事業計画書確定」とありますが、事業者が市に対し、令和6年2月末までに全体事業計画書を提出した場合において、市が同年3月末中に、全体事業計画書を確定できないときは、事業開始が遅延することが想定されます。この事業開始が遅延することによる事業者の損害及び費用増加については、全て市が負担するのと理解でよろしいでしょうか。	関係部局とも調整のうえ、予算案を提出するものであり、想定はされませんが、万一、ご懸念の事象が生じた場合には、市と事業者の双方協議によりその負担を定める想定です。
306	重要な契約条件の説明書	14	全体事業計画書の確定について	「前項に基づき提出された全体事業計画書の案について、市と事業者は協議及び調整を行い、本事業期間の初年度に係る市の予算案が市議会で可決され、市が承認することをもって、全体事業計画書確定」とありますが、事業者が市に対し、令和6年2月末までに全体事業計画書を提出した場合において、市は同年3月末中に、全体事業計画書を確定していただけるでしょうか。	令和6年2月末までに提出された全体事業計画書に不備等がない限り、3月末までに確定する想定です。
307	重要な契約条件の説明書	15	事業計画書・事業報告書 条文案：全体事業計画書 5	全体事業計画書又はその変更についての公表事項をホームページ上で公表し、とありますが、公表事項とは具体的にどのような項目でしょうか。	具体的なホームページ上での公表事項については、市が、落札者との協議を踏まえて指定します。詳しくは、事業契約書（案）第18条第5項を確認ください。
308	重要な契約条件の説明書	15	事業計画書・事業報告書 条文案：全体事業計画書	事業者のホームページでの公表義務が課されるようですが、事業者はホームページ開設・維持する義務が要求水準で定められる、と理解すれば宜しいでしょうか。	ホームページの開設・維持に関しては、事業契約書（案）第18条第5項、第19条第7項、第20条第3項、第21条第4項及び第22条第2項において求めています。
309	重要な契約条件の説明書	15	事業計画書・事業報告書の5	「事業者のホームページ上で公表」とありますが、ホームページの運用に係る費用は計上できると考えてよろしいでしょうか。	当該費用については、事業費のうち「SPC経費」（物件費）に含めていただくこととなります。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
310	重要な契約条件の説明書	16	単年度事業計画書について	「単年度事業計画書の案を作成し、当該事業年度の前事業年度の12月末日までに、市に提出し、前項に基づき提出された単年度事業計画書の案について、市と事業者は協議及び調整を行い、対象となる事業年度に係る市の予算対象となる事業年度に係る市の予算案が市議会で可決され、市が承認することをもって、当該事業年度の単年度事業計画書として確定する。」とありますが、議会の承認は、2月又は3月に開催される定例議会においてなされるのでしょうか。	市の予算案は、例年2月から3月を会期とする定例会に提出し、審議されます。
311	重要な契約条件の説明書	17	各事業報告の公表期間について	「半期事業報告書・中期事業報告書及び単年度事業報告書の提出後、速やかにその公表事項を事業者のホームページ上で公表し、本事業期間終了後1年が経過するまでの間、公表を維持しなければならない」とありますが、事業終了後に事業者（SPC）が解散しても、なお1年間、この公表を維持しないといけませんか。	本市水道事業においては、公共性の観点から、市民・お客さまへの情報発信を重視しているところであり、本事業については、市民・お客さまの関心も高いと考えられることから、本事業期間終了後1年が経過するまでの間、公表の維持を求めています。 事業終了後、SPCが解散した場合であっても、代表企業のホームページで公表を引き継ぐ等何らかの方法により、ホームページ上での公表の維持をお願いします。詳しくは、事業契約書（案）第75条第3項を確認ください。
312	重要な契約条件の説明書	17	各事業報告の公表期間について	「半期事業報告書・中期事業報告書及び単年度事業報告書の提出後、速やかにその公表事項を事業者のホームページ上で公表し、本事業期間終了後1年が経過するまでの間、公表を維持しなければならない」とありますが、本事業終了後も公表を維持する期間に要するSPC経費等についても、本事業費に含まれていると理解して宜しいでしょうか。	当該費用については、事業費のうち「SPC経費」（物件費）に含めてご提案いただくことになります。
313	重要な契約条件の説明書	11 12	・要求水準等未達等に係る違約金 条文案：施工業務の目的物完成後の契約不適合責任等 1. 対象施設について、破損等の契約不適合が発見された場合、市は、当該対象施設の引渡しから2年以内に限り、事業者に対し、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。 2. 道路舗装について、破損等の瑕疵が発見された場合、市は、当該道路舗装について道路管理者による検査が完了してから2年以内に限り、事業者に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる	貴市と民間事業者が協議のうえ、民間事業者の責が明確である場合に適合するものと考えます。 双方協議のうえ調査により原因解明を行うことを決定した場合、結果として民間事業者に責が無ければ、調査に掛かった費用および是正費用等の精算方法についてご教示願います。	No.300の回答を参照ください。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
314	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	1	1. 削減率 の確定等について	施工監理業務にかかる費用はSPC経費の人件費に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
315	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	2	1. 削減率 の確定等について	市がこれまで直接支払ってきた費用（協定に基づき埋設物管理者が実施する支障物移設費用等）とは、ほかに何がありますか。	協定に基づき埋設物管理者が実施する支障物移設費用、工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害補償費を想定しています。
316	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	2	1削減率 の確定等について	8年間という長期期間の社会情勢の変化に合わせて、事業期間中に少なくとも1回は見直し協議の機会を頂ける規定を盛り込んで頂くをご検討下さい。	削減率の考え方については、入札時における価格評価を契約期間中に継続していただく趣旨で適用するものですので、事業期間を通じて見直しは行いません。入札条件としてご理解ください。
317	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	2	1削減率 の確定等について	土壌汚染や埋蔵文化財等の処理の一定規模の想定出来ない事象が発生した場合にまで、事業者が削減率適用されるのは合理的ではないため、削減率を掛けないで頂きたい。もしくは少なくとも協議の機会を設けていただきたい。	入札条件としてご理解ください。
318	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	2	SPC経費 1について	「...市が積算したSPC経費に対する提案額の比率により削減率 1が確定し、...」とありますが、市が積算したSPC経費と民間事業者が積算したSPC経費では、構成費目等に差異があると想定されるため、乖離が大きくなるのが考えられます。構成要素および積算の考え方等の詳細について入札時に公表していただけるのでしょうか。また、それができない場合はその理由を教えてください。	競争性が阻害されることからSPC経費に係る予定価格を示すことはできません。なお、守秘義務対象資料として開示する参考資料No. 6（特別目的会社に関する経費について）で、現行、局が実施している業務について、本事業をPFI事業として実施した場合に市が想定する人員やその運営に要する経費等の考え方を詳細に示しています。
319	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	2	SPC経費 1について	「...市が積算したSPC経費に対する提案額の比率により削減率 1が確定し、...」とありますが、貴市が積算するSPC経費については、従来手法の場合のPSCではなく、例えばPFI手法の採用によりモニタリング業務が増加するなど、PFI手法を前提とした必要なSPC経費について積算をされていると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
320	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	2	工事費等 2について	「入札時に提案していただく設計費、工事費、断通水作業費の経費総額について、市が積算した経費総額に対する提案額の比率により削減率 2が確定し、...」とありますが、市が積算した経費総額は入札時に公表していただけるのでしょうか。また、それができない場合はその理由を教えてください。	競争性が阻害されることから、工事費、設計費及び断通水作業費に係る予定価格を示すことはできません。
321	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	3	2サービス購入料A（設計費）	設計費の支払算定単位について、路線毎に支払って頂けるのでしょうか。	サービス購入料A（設計費）については、原則、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No. 1（対象基幹管路のリスト）で示す路線が支払い単位となります。
322	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	3	2サービス購入料A（設計費）	「確定した設計費を半年分をまとめてサービス購入料A（設計費）として請求書を提出する。」とありますが、半期分の検収×切は3、9月となるのでしょうか。	基本的には各事業年度の9月と3月を締め切りとしますが、落札者決定後の協議により変更は可能です。詳しくは、事業契約書（案）別紙3の脚注14を確認ください。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
323	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	3	設計実施について	「個別の現場状況を踏まえた工法選択、管材料選定等を市と協議し決定」とありますが、要求水準を満たす管材料や工法であれば、市との事前協議は必要なく、市が工法選択、管材料選定等を承認するとの理解で、よろしいでしょうか。	基本的な工法選択、管材料選定等に係る選定方針を設計計画において決定し、市の確認をもって事前協議とすることを想定しています。なお、工法選択、管材料選定等の最終的な決定は、個別路線の設計内容の明示において、市が承認することとなります。
324	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	3	設計費の確定	設計費は公共積算基準に基づき出来高で精算されると理解してよろしいでしょうか。詳細設計に必要な測量調査だけでなく、土質調査や非開削の埋設物調査も貴市との協議で承認を得れば精算対象になると認識しております。	基本にご理解のとおりです。
325	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	4	着手前工事費の確定	着手前工事費は設計業務が完了し積算システムに入力した時点の単価、歩掛りが適用されると理解してよろしいでしょうか。その場合、実施済みの試掘費はこの時点で確定すると認識しております。	着手前工事費の単価等の適用については、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No.4（設計費及び工事費の路線ごと精算額確定のための共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整並びに積算基準について）で示しています。
326	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	2. サービス購入料A（工事費2/2）	市が指定するブロック単位の工事がすべて完成した段階での工事支払いとなるのでしょうか。	サービス購入料A（工事費）については、原則、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No.1（対象基幹管路のリスト）で示す路線が支払い単位となります。
327	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	2サービス購入料A（工事費）	工事費の支払算定単位について、路線毎に支払って頂けるのでしょうか。	No.326の回答を参照ください。
328	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	2サービス購入料A（工事費）	下段に記載されている「ブロック単位」について、当該ブロック単位は「諸経費率」を纏めて掛けるためだけに使われる単位でしょうか。「ブロック単位」の設定が関係する事項が「諸経費率」以外にありましたら教えて下さい。	諸経費の調整にのみ使用します。詳しくは、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No.4（設計費及び工事費の路線ごと精算額確定のための共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整並びに積算基準について）で示しています。
329	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	2サービス購入料A（工事費）	下段に記載されている「ブロック単位」は、事業期間中に事業者との協議等により変更や修正される機会を頂ける規定を盛り込んで頂くをご検討下さい。	ブロック単位については、入札条件としてご理解下さい。
330	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	2サービス購入料A（工事費）	2022年11～12月に公表の各資料において、「まとめ単位」「工事単位」「路線単位」等様々な言葉が出て来ましたが、現時点で「路線単位」「ブロック単位」以外に想定されている纏め単位があれば、その定義・意味合い・意図などを教えて下さい。	サービス購入料Aの算定にあたっての諸経費の算定方法については、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No.4（設計費及び工事費の路線ごと精算額確定のための共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整並びに積算基準について）で示しています。
331	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	2サービス購入料A（工事費）	「確定した工事費を半年分をまとめてサービス購入料A（工事費）として請求書を提出する。」とありますが、半期分の検収メ切は3、9月となるのでしょうか。そうなる場合、断通水作業の検収（1月）と異なる理由はあるのでしょうか。	No.322の回答を参照ください。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( )入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
332	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	契約時に市が指定するブロック単位で設定した諸経費率	市が指定する諸経費率は事業期間8年間で固定するということでしょうか。諸経費率が8年間固定になると、最新の公共積算基準と大きく乖離することが予想され、市が発注する小管工事の諸経費率との不一致、積算システム入力時の修正等が発生します。よって、諸経費率の適用は、直近の公共積算基準に準拠することを要望します。	諸経費率を事業期間にわたって固定にはしません。ご認識のとおり公共積算基準等の改定により諸経費率等も変更となる可能性もあることから、設計後工事費の確定時点の直近の基準に準拠することとなります。
333	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	サービス購入料A（工事費2/2）	内にある、「契約時に市が指定するブロック単位で設定した諸経費率を用いて精算を行う」とあるが、契約後は事業者提案で路線をまとめ、ブロック割（工事単位）を市の承認を得て施工すると理解していました。市のブロック単位と事業者のブロック単位とでは路線の纏め方が違うので、経費率も変わると思うのですが、市の見解をお願いします。	「契約時に市が指定するブロック単位」は、あくまで、「諸経費率を設定するための単位」であり、事業者が施工するブロック割を制約するものではありません。しかしながら、工事費の確定にあたっては、市が指定するブロック単位で積算した工事費に削減率を適用することで工事費が確定するものです。
334	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	サービス購入料A（工事費2/2）	意見交換会での市の説明では、工事単位での支払いでは無く、路線単位で支払うと理解していたのですが間違っていましたか。	原則、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No. 1（対象基幹管路のリスト）で示す路線が支払い単位となります。
335	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	サービス購入料算定にかかるプロセス	「各路線の工事費は、契約時に市が指定するブロック単位で設定した諸経費率を用いて積算を行う」とありますが、このブロック単位とは年度毎という意味でしょうか。ブロック単位で括る理由について教えてください。	ブロック単位は、年度毎にまとめるものではなく、市内近傍に位置する路線を、断水の調整等の関連性を考慮して、諸経費率を算出するために路線を一定数まとめたものです。入札条件としてご理解ください。
336	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	ブロック内の各路線の完成時に算定した諸経費額	各路線の完成時に算定した諸経費額を算出する際の諸経費率は、契約当初に市が指定した諸経費率を指すのでしょうか、それとも着手前工事費を確定した時点の公共積算基準による諸経費率を指すのかご教示ください。	契約当初に市が指定する諸経費率は、あくまで、ブロック単位のまとめ効果による諸経費率となりますので、採用する諸経費率は設計後工事費を確定した時点の公共積算基準による諸経費率となります。詳しくは、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No. 4（設計費及び工事費の路線ごと精算額確定のための共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整並びに積算基準について）で示しています。
337	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	5	ブロック内の各路線の完成時に算定した諸経費額の各路線の合計とブロック内の全路線に係る諸経費額に差異が出る場合	ブロック内の各路線の完成時に算定した諸経費額の各路線の合計とブロック内の全路線に係る諸経費額に差異が出る場合とは、具体的にどのようなケースを想定しているのかご教示ください。工事費の調整を最終完成路線にて行う場合、最終完成路線の原価管理に不具合が生じることを懸念しています。	諸経費の調整については、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No. 4（設計費及び工事費の路線ごと精算額確定のための共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整並びに積算基準について）で示しています。
338	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	6	3サービス購入料B（断通水作業費）	断通水作業費が1年に1度の支払いとなっておりますが、支払い頻度を増やして頂くことをご検討下さい。	ご意見を踏まえ、落札者決定後の協議により、各年度の支払回数を1回増やすことを可能とします。詳しくは、事業契約書（案）別紙3の脚注15を確認ください。
339	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	7	4 サービス購入料C（SPC経費）	計画業務はSPC経費として計上するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
340	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	7	4 サービス購入料C（SPC経費）	管路構成計画及び断通水作業計画の策定にあたって、市から提示資料の変更等により受託者の作業量が増加した場合、経費増に対して市に負担いただくことは可能でしょうか。	SPC経費については、これらの対応分も見込んでいるため、提案時において確定するものとしており、事業費変更の対象とはしません。
341	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	7	4サービス購入料C（SPC経費）	事業期間延長後は、SPC経費については契約金額とは別に都度、貴市と協議して決定するという理解で宜しいでしょうか。	No.283の回答を参照ください。
342	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	7	サービス購入料 B	「履行困難路線が発生した場合においても、SPC経費の減額は行わない」とありますが、当初契約時点での経費なのでしょうか。	契約時点で確定したSPC経費から、当該履行困難路線認定された路線の更新に係るSPC経費相当額を控除しないこととしています。
343	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	7	サービス購入料C（SPC経費）の改定精算手続きについて	「毎年3月に公表される賃金センサスにより「男女計、学歴計、産業計、大企業」の」の値が、対事業契約時点比で1.5%を超える増減があった場合は、市に報告のうえ、次年度以降分の人件費相当額について変更手続きをする」とありますが、毎年3月に公表される賃金センサスは厚生労働省のホームページで確認できるでしょうか。参照データの相違によるトラブル等を防止するためにも、具体的に参照先をお示しください。	厚生労働省のホームページに掲載される、各年度の「賃金構造基本統計調査 結果の概況」（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html</a> ）で公表される統計資料のうち、「関連資料> 図表データのダウンロード」として公表されるExcelデータを用います。詳しくは、事業契約書（案）別紙4の1を確認ください。
344	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	7	サービス購入料C（SPC経費）の改定精算手続きについて	毎年3月に公表される賃金センサスの「男女計、学歴計、学歴計、産業計」のそれぞれの値が対象事業契約時点比で1.5%でしょうか。又は全項目の合計が対象事業契約時点比で1.5%でしょうか。想定されている具体的な算定式等がありましたらご教示ください。	No.343の回答を参照ください。
345	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	8	5. 物価変動等・・・「工事費」	「基準日以降」という言葉がありますが、基準日とは着手後1年以上経過（残工事が2ヶ月以上）し物価変動により工事費が不適当となった際に、市と事業者が協議をし請求した日の理解でよろしいですか。	路線毎に、着手前工事費が確定した日から12ヶ月を経過した後、当該路線の残施工期間が2ヶ月以上ある場合に、国内における賃金水準又は物価水準の変動により、当該路線に係る工事費が不適当となったと認めるときに、相手方に対して工事費の変更を請求した日となります。詳しくは、事業契約書（案）別紙4の1-（1）を確認ください。
346	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	8	5物価変動等に基づく単価等の見直しについて 工事費	工事費説明部分上から2行目の「基準日」とは何を指していますでしょうか。	No.345の回答を参照ください。
347	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	8	工事費、設計費の単価見直しに適用する基準日	着手前工事費が確定する時点の基準日は、路線ごとの設計が完了した時点の単価採用月と理解すればよろしいでしょうか。また、設計費が確定する時点の基準日は、路線ごとの設計に着手した時点の単価採用月と理解すればよろしいでしょうか。	ご質問の点については、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No.4（設計費及び工事費の路線ごと精算額確定のための共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整並びに積算基準について）で示しています。
348	別添1 サービス購入料算定にかかるプロセス	9	6公共工事前払金の請求、支払い、出来高認定等	前払金請求にあたり提出する保証事業会社の前払保証はどの単位での付保となりますでしょうか（業務単位（設計、施工）、ブロック単位、路線単位等）。	本事業における前払保証は、当該事業年度に係る単年度事業計画書に記載される、当該事業年度において設計又は施工が予定される路線毎の設計業務及び施工業務の出来高予定額の合計額が単位となります。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
349	別添 1 サービス購入料算定にかかるプロセス	9	6公共工事前払金の請求、支払い、出来高認定等	「当年度に支払った前払金に関し、出来高予定額まで達しているかの確認」について、出来高予定額とは単年度事業計画書に記載の出来高予定額のことを指すのでしょうか。若しくは、当年度に支払われた前払金の額を指すのでしょうか。	当該事業年度に係る単年度事業計画書に記載される、当該事業年度において設計又は施工が予定される路線毎の設計業務及び施工業務の出来高予定額の合計額のことを指しており、具体的には、各事業年度末における出来高認定額が、その事業年度末までの出来高予定額に達しているかの確認を行います。
350	別添 1 サービス購入料算定にかかるプロセス	9	6公共工事前払金の請求、支払い、出来高認定等	「当年度に支払った前払金に関し、出来高予定額まで達しているかの確認」は前払保証単位の出来高確認になるのでしょうか。若しくは路線単位での出来高確認になるのでしょうか。	前払保証単位となる、当該事業年度に係る単年度事業計画書に記載される、当該事業年度において設計又は施工が予定される路線毎の設計業務及び施工業務の出来高予定額の合計額に達しているかの確認になります。
351	別添 1 サービス購入料算定にかかるプロセス	9	6公共工事前払金の請求、支払い、出来高認定等	「当年度に支払った前払金に関し、出来高予定額まで達しているかの確認」について、例えば、前払保証がブロック単位での付保となる場合、ブロック単位で出来高予定額に達していなければ次年度前払金は請求できないということでしょうか。	各事業年度末における出来高認定額が、当該事業年度に係る単年度事業計画書に記載される、当該事業年度において設計又は施工が予定される路線毎の設計業務及び施工業務の出来高予定額の合計額に達していない場合は、出来高予定額に達するまで翌年度の前払金を請求することはできません。なお、前払保証の単位については、No.348の回答を参照ください。
352	別添 1 サービス購入料算定にかかるプロセス	9	6公共工事前払金の請求、支払い、出来高認定等	「当年度に支払った前払金に関し、出来高予定額まで達しているかの確認」について、例えば、前払保証がブロック単位での付保となる場合、ブロックを構成する路線単位で出来高予定額に達していれば、当該路線については次年度前払金の請求は可能という認識で宜しいでしょうか。	No.351の回答を参照ください。
353	別添 1 サービス購入料算定にかかるプロセス	9	7その他【留意事項】	出来高認定及び中間出来高検査実施時期等、具体的な想定スケジュールや想定支払い時期を教えてください。また、工事費の支払いは公共工事標準請負契約約款の部分払いに係る条項通り、請求書提出後14日以内でよろしかったでしょうか。	質問いただいた箇所でも例外的に部分払いを認めることとしている「長距離延長路線」は、本事業の対象路線のうち、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No. 1（対象基幹管路のリスト）において、ID：送水1及び送水2で示す路線となります。これらの路線に係る中間出来高検査の実施時期については、工事の進捗等により中間検査を実施しやすい時期を双方協議により決定することとしています。 また、部分払いの支払時期については、市が適正な請求書として受理の後、14日以内に支払うこととしています。詳しくは、事業契約書（案）第39条第4項を確認ください。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
354	別添 1 サービス購入料算定にかかるプロセス	9	その他の留意事項について	「...中間出来高払いは行わないが、長距離延長路線（延長が5 km 以上の路線）の工事費についてのみ、年度ごと1回に限り中間出来高検査を実施し、工事費における出来高の一部（九分金）を支払うことができる。」とありますが、長距離延長路線の延長が5 km以上とした理由を教えてください。	質問いただいた箇所で例外的に部分払いを認めることとしている「長距離延長路線」は、本事業の対象路線のうち、守秘義務対象資料として開示する関連資料集No. 1（対象基幹管路のリスト）において、ID：送水1及び送水2で示す路線となります。これらの路線については、工事費の金額も高額で、かつ工期も長期になることが想定され、民間事業者が資金調達に要する経費（支払利息等）も高額になること等を踏まえ、中間出来高の部分払いを実施することにより、市で追加で要する人件費相当額よりも、資金調達に要する経費の減少効果の方が上回る考えられることから、中間出来高の部分払いを実施することとしました。
355	別添 2 履行困難路線について	1	1「履行困難路線」について	履行困難路線協議の結果としての期間延長の場合、「別添 3 要求水準等の未達等に係わる違約金について」P.5～6記載の期間延長違約金との関係性を教えてくださいののですが、合意延長に類すると考えますので上記記載の違約金は課されない、との理解で宜しいでしょうか。	履行困難路線協議の結果、事業者の責めによらない事由により期間延長することとなった場合には、違約金の対象とはしません。
356	別添 2 履行困難路線について	4	4. 事業対象から除外する路線の認定プロセス	設計、積算の段階において、履行困難を認定することはないと理解してよろしいでしょうか。	設計・積算段階においても、要求水準書第4-2-(6)イで想定する事象が発生した場合には、履行困難路線認定を行う場合があります。
357	別添 2 履行困難路線について	4	4. 事業対象から除外する路線の認定プロセス	基幹管路更新に於いて、開削・PIP等で施工が困難であり特殊工法や高コストな工法でしか更新出来ない環境状況にある路線の更新は市と協議し決定する理解ですが、コスト面での上限は定められているのですか。	特殊工法の適用に当たっては、必要に応じて、要求水準書第4-2-(1)エに示す検証会議での確認し、著しく工事費が増加する場合には、要求水準書第4-2-(6)イ(ア)Cへの該当性を検証しますので、その検討過程で、コスト面についても検討していくこととなります。
358	別添 2 履行困難路線について	4	地元等調整について	「住民に繰り返し説明するものの工事実施の理解が得られない」とありますが、繰り返しの頻度や期間等について想定がありましたらご教示ください。	No.186の回答を参照ください。
359	別添 2 履行困難路線について	4	地元等調整について	「住民に繰り返し説明するものの工事実施の理解が得られない」場合、履行困難として貴市と協議を行い、その後、例えば貴市が独自に住民に直接確認した際に、民間事業者に対する説明と異なる説明をした場合においては（例えば虚偽の説明や、民間事業者の帰責にするような説明）、貴市が民間事業者に対して事業遅延や業務不履行など、一方的に要求水準未達だと判定しないと理解して宜しいでしょうか。	事業者への聞き取りや調査を行い、状況を確認することを想定しており、それらをもとに要求水準の未達と判定することになります。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
360	別添 1 サービス購入料算定にかかるプロセス	6	3 サービス購入料 B（断通水作業費）	本事業は中大口径管が対象となっていることから、断通水作業が年間を通して継続的ではなく、ある一定の期間に集中して作業が発生することが想定されます。 この場合、年間 1 回の支払いでは下請け等への支払いが遅れる可能性があるため、サービス対価 A と同様の年間 2 回の支払いと変更願えませんでしょうか。	No. 338 の回答を参照ください。
361	別添 2 履行困難路線について	3	【不可抗力・第三者（水道局以外の市の組織も含む）】（双方無帰責）	事例として、「d. 事業対象外の基幹管路において、第三者破損または漏水が発生し、急遽、緊急的に該当する路線を断水する必要が生じた結果、事業対象路線についても断水ができなくなった」と記載がありますが、本事業対象内の基幹管路においても、工事期間外に同様の事例が発生する場合は想定されます。この場合の扱いについてご教示ください。	事業対象内の基幹管路においても、工事着手前に第三者破損または漏水が発生した場合には、双方無帰責として扱います。 なお、緊急修繕が行われた事業対象の管路については、速やかに更新に着手いただくようお願いいたします。
362	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	1	1 事業期間中における要求水準等未達違約金 違約金について	違約金の請求全般について、事業者への確認・協議等無しにいきなりの請求とはならないことを確認させて下さい。	事業者への聞き取りや調査を行い、状況を確認することを想定しており、それらをもとに違約金を請求することになります。
363	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	1	1 事業期間中における要求水準等未達違約金 違約金について	違約金の請求全般について、貴市と事業者の間に「要求水準の解釈の相違」がある場合には、十分な協議を頂くことを確認させて下さい。	事業者への聞き取りや調査を行い、状況を確認することを想定しています。
364	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	2	1 事業期間中における要求水準等未達違約金 (1) 違約金の請求 ア 制裁としての違約金 表 1 要求水準等未達の違約金 不可抗力	不可抗力は事業契約上の不可抗力条項が適用され原則としては事業者は免責と理解します。要求水準未達扱いからは外して頂く様お願い致します。	No. 270 の回答を参照ください。
365	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	2	表 1 要求水準等未達の違約金	要求水準未達等に関する違約金について詳細に定められておりますが、制裁手段の縛りが多いことは、事業の効率化等に積極的にチャレンジする民間事業者にとっては、試行錯誤や改善等の機会も単なる違約金リスクとなるため、本事業への取組み意欲に影響する可能性があります。官民が連携して事業を推進し、また民間の創意工夫や効率化提案等を積極的に活用できるような事業環境とするためにも、少なくとも軽微なものや軽過失等については違約金を免除又は軽減して頂くよう、全体の見直しをお願いします。	要求水準の未達に関して、軽微な要求水準未達で軽過失の場合や、軽微な法令、条例等違反で非違性が著しく低い軽過失のものについては、未達の発生に伴う違約金について不徴収としています。また、要求水準の未達が発生した場合には、事業者への聞き取りや調査を行い、状況を確認することを想定しており、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には違約金の対象とはしません。入札条件としてご理解ください。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
366	別添 3 要求水準等の未達等に 係る違約金について	2	表 1 要求水準等未達の違約金	表1によると、未達の発生で支払うもの（10～40万/件）、是正期限に改善しなかった場合に支払うもの（5～40万/日）、一定期間内に再発したら支払うもの（20～200万）がありますが、厳しく適用するのとそうでない場合では、かなり違約金に差異が生じるのではないのでしょうか。 是正期間についても、期間の長短でかなり差が出ると思います。 抑止力という位置づけには、非常にたくさんの違約金があるように思います。	要求水準の未達の内容の非違性或有責性に応じ、違約金を設定しています。是正期間についても、市が事業者と協議、調整のうえ決定することを想定していますので、ご理解ください。
367	別添 3 要求水準等の未達等に 係る違約金について	2	表 1 要求水準等 未達の違約金 軽過失	例として「断通水作業計画に基づかない断通水作業の実施」とありますが、仮に台帳図等の誤りや、既設バルブの不具合により、現地にて最良の作業計画に見直しをかけることも想定されます。その場合、違約金の対象とならないという認識でよろしいでしょうか。	見直しの内容が妥当であれば、ご理解のとおりです。現地で緊急的に作業計画を見直しを行い、その結果、濁り等の影響が発生した場合、作業後、見直し内容について、市で精査します。
368	別添 3 要求水準等の未達等に 係る違約金について	3	1 事業期間中における要求水準等未達違約金 (1)ア(イ)A b 影響の除去・回復（要求水準等未達の解消に相当の期間（数か月以上）を要するとき	事前調査以外の場所で、竣工図と異なる配管方法やルートが施工された場合には計画を修正し、資材再調達を行うなど図面と異なる配管となってしまう。違約金の対象となるのでしょうか。ご教示願います。	設計内容の変更が必要となる場合には、市の承認を得ることとしており、これに基づき施工した場合には、違約金の対象とはなりません。
369	別添 3 要求水準等の未達等に 係る違約金について	3	1 事業期間中における要求水準等未達違約金 (1)ア(イ)B a 影響が限定的かつ一時的（数日程度）	影響が限定的かつ一時的（数日程度）と記載されていますが、日付間違いで数戸でのごり水事故が生じた場合も判断されるのでしょうか。ご教示願います。	事業者の責めに帰すべき事由によりご質問の事例が生じた場合、事業契約書（案）別紙 5 の（1） - の違約金の対象にはなりません。事業契約書（案）別紙 5 の（1） - -イ-（ア）の違約金の対象とはなりません。
370	別添 3 要求水準等の未達等に 係る違約金について	3	1 事業期間中における要求水準等未達違約金 (1)ア(イ)B b 影響が一時的なものであるとき	1万戸以上の判定は応急給水が必要な戸数で判断するのでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
371	別添 3 要求水準等の未達等に 係る違約金について	3	B 安定給水・水質その 他本市水道事業への影響を生じさせたとき	市の承認を受けた断通水作業計画に定めた手順どおりに実施したにも関わらず、濁水が発生した受託者が予見できなかった想定外のケースは、違約金の対象にはあてはまらないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書及び断通水作業計画を遵守している限り、違約金の対象とはなりません。
372	別添 3 要求水準等の未達等に 係る違約金について	3	B 安定給水・水質その 他本市水道事業への影響を生じさせたとき	違約金の設定根拠をご教示いただけますか。また、これまでの断通水作業に関する委託業務においても、同様の違約金を課しているのでしょうか。	違約金については、要求水準の未達の内容の非違性或有責性に応じて、他の P F I 事業の事例も参考に設定しています。現行の断通水作業に関する委託契約において、同様の違約金は課していませんが、状況に応じ、入札参加停止措置や損害賠償請求は行っています。
373	別添 3 要求水準等の未達等に 係る違約金について	3	B 安定給水・水質その他の本市水道事業への影響を生じさせたとき	当該違約金は施工不良によるものが対象で、不適切な断通水作業による濁りは違約金ではなく補償との理解で宜しいでしょうか。	当該違約金については制裁としての違約金と位置づけられておりまして、損害賠償としての違約金及び市民への補償としての位置づけではありません。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
374	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	3	B 安定給水・水質その他の本市水道事業への影響 を生じさせたとき	断通水計画作業計画と異なる作業を行ったことで濁り影響範囲外で濁り水が発生した場合、aまたはbの違約金の対象でしょうか。	ご質問の事例について、安定給水及び水質その他の市水道事業への影響を生じさせ、かつ、その影響が限定的かつ一時的（数日程度）なものであるとき、又は影響が一時的なものであるときに該当する場合には、事業契約書（案）別紙 5 の（1） - - イの（ア）又は（イ）による違約金の対象となります。
375	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	3	B 安定給水・水質その他の本市水道事業への影響 を生じさせたとき	違約金対象象に関して、貴市における過去の事故等の発生事例に照らし合わせて、a及びb相当の事例と件数をお示しいただけないでしょうか。	ご質問の違約金の対象となる事例については発生しておりません。
376	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	3	B 安定給水・水質その他の本市水道事業への影響 を生じさせたとき	断水作業時に制水弁の経年劣化によりスピンドル破損し操作が不可能となった場合、修繕するまでの期間は濁りが発生する可能性があります、不可抗力として認められるという認識でよろしいでしょうか。	ご質問の事例については、事業者の責めに帰すべき事由によるものではないため、違約金の対象ではありません。
377	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	3	B 安定給水・水質その他の本市水道事業への影響 を生じさせたとき	貴市に承認いただいた断通水作業計画に基づき作業を実施したにも関わらず、にごり水等が発生した場合は、不可抗力として認められるという認識でよろしいでしょうか。	ご質問の事例については、事業者の責めに帰すべき事由によるものではないため、違約金の対象ではありません。ただし、作業内容に断通水作業計画どおりでない部分がある場合や、事前に市と確認した範囲の濁り P R に漏れがあった場合は、その限りではありません。
378	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	3	本事業の工事完成物への影響を生じさせたときについて	業務品質に係る要求水準未達の違約金として、事業終了後に判明した際には、構成企業等に違約金を請求とありますが、市が請求する期間は重要な契約条件の説明書 p 1 1 の契約不適合責任の期間で間違いはないでしょうか。また、市が請求する期間は完成した工事毎に期間が定めらるという認識でよろしいでしょうか？	市が請求する期間は、民法に規定のとおり、要求水準の未達が判明してから 5 年、当該対象施設の引渡しからから 10 年のいずれか先に到来する日までとなります。当該期間は、ご理解のとおり完成した工事ごとに定めています。
379	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	3	要求水準等未達に影響に係る違約金	本事業において要求水準未達等が発生した場合は、是正協議や再発防止、違約金等の措置がなされるものと理解します。よって例えば労働災害や第三者災害などが発生した場合に、もし貴市の指名停止基準等に該当する場合であっても、SPC等を構成する各構成企業まで指名停止等措置が及ぶことはないかと理解して宜しいでしょうか。万が一及ぶ場合は、制裁金と合わせて二重の制裁が科されることを懸念します。	入札参加停止措置の対象は、大阪市の入札参加有資格者のみであり、SPC が有資格者の登録を行わない場合、入札参加停止措置の対象外となります。また、ご質問のような労働災害や第三者災害等の事故が本契約において発生した場合も、有資格でない S P C 及びその各構成企業については入札参加停止措置の対象とはなりません。
380	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	4	2 事業期間満了時の未完了違約金（1）事業者の責に帰すべき事由により、事業契約書に定める業務を完了せず 要求水準等 未達と認められた場合、市は 次の ア及び イ に掲げる違約金を事業者に請求する	水道局の責に帰すべき事由（別添 2 履行困難者せんについて 3. 奇跡事由の原因者の具体的な設定事例に記載）により、要求水準等未達と認められた場合に市が支払う違約金に関する記述が無いのは片務契約ではないでしょうか。ご教示願います。	重要な契約条件の説明書別添 3 において、違約金については、要求水準未達や事業者帰責の契約解除の際に求めるものと示しており、また、別添 2 にて、帰責事由の原因者が水道局である場合は、要求水準の未達に該当しない旨も示していますが、その際に事業者に損害があり、必要があると認められる際は、市が負担する旨も併せて記載しています。当該損害賠償責任については、事業契約書（案）第 47 条を確認ください。

事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
381	別添3 要求水準等の未達等に係る違約金について	4	D市民その他の第三者に損害を生じさせた時について	要求水準の未達の影響にかかる違約金としてDがありますが、Dは第三者災害であり、民間事業者が責任をもって当事者へ必要な損害賠償等の対応を行います。第三者災害は発生防止対策等により撲滅を目指しても、意に反して発生するケースも多く、当該事象の当事者への対応は当然のことと理解しますが、貴市に対する制裁金の上納は、民間への過度な負担を強いているものと理解します。よってDの削除をお願いします。なお、第三者災害の撲滅を目指すことは変わりがなく、第三者災害を軽視する意図ではないことも念のため申し添えます。	ご意見いただいた事由Dについては、作業個人の不注目に起因し、事業者の安全管理上や業務管理上の責任を問えない場合は対象としません。また、通常の工事請負契約等であれば入札参加停止措置の対象となるため、本事業においては事業者が入札参加有資格者の登録を行わない場合、入札参加停止措置の対象外となるため、不適正な事象の発生を抑止力として、違約金を徴収することとしております。入札条件としてご理解ください。
382	別添3 要求水準等の未達等に係る違約金について	4	E工事関係者等に損害を生じさせたときについて	要求水準の未達の影響にかかる違約金としてEがありますが、Eは労働災害であり、民間事業者が責任をもって当事者へ必要な対応を実施します。労働災害は発生防止対策等により撲滅を目指しても、意に反して発生するケースも多く、当該事象の当事者への対応は当然のことと理解しますが、貴市に対する制裁金の上納は、民間への過度な負担を強いているものと理解します。よってEの削除をお願いします。なお、労働災害の撲滅を目指すことには変わりがなく、労働災害を軽視する意図ではないことも念のため申し添えます。	ご意見いただいた事由Eについては、作業個人の不注目に起因し、事業者の安全管理上や業務管理上の責任を問えない場合は対象としません。また、通常の工事請負契約等であれば入札参加停止措置の対象となるため、本事業においては事業者が入札参加有資格者の登録を行わない場合、入札参加停止措置の対象外となるため、不適正な事象の発生を抑止力として、違約金を徴収することとしております。入札条件としてご理解ください。
383	別添3 要求水準等の未達等に係る違約金について	5	2-(1)-イ-(イ)4年を限度として期間延長・・・	事業者の非帰責で合意延長が認められた場合であっても、違約金(4年間)は発生するのでしょうか。	事業者の責めによらない事由による合意延長については、違約金は発生しません。
384	別添3 要求水準等の未達等に係る違約金について	5	2. 事業期間満了時の未完了違約金(1)イ	本市が受けた実際の損害額とは、具体にはどのような損害を想定していますか。	現時点では具体的な事例を想定していませんが、状況によっては損害が生じることも考えられるため、記載しています。
385	別添3 要求水準等の未達等に係る違約金について	6	3 契約解除違約金(1)、(2)	市の契約解除に関する規定のみで、事業者の契約解除に関する規定が無いのは片務契約では無いでしょうか。ご教示願います。	重要な契約条件の説明書別添3では市が事業者を求める違約金を記載したものであり、事業者の契約解除に関しては、事業契約書(案)第64条及び第72条を確認ください。
386	別添3 要求水準等の未達等に係る違約金について	7	基本協定書の当事者が独占禁止法に違反した場合	事業者帰責による契約解除事由例の一つに「基本協定書の当事者が独占禁止法に違反した場合」とありますが、契約の当事者は貴市とSPCであり、契約当事者以外の責によりSPCの契約が解除されるのは不適切と考えられるため、「基本協定の当事者」をSPCに変更するか、当該項目の削除をお願いします。	ご指摘いただいた解除事由は、基本協定書の当事者を対象にしていますが、本事業に関連する違反が認められた場合又は違反行為があった期間及び当該行為の対象となった取引分野が本事業の事業者選定期間及び当該取引分野に該当し、本事業においても違反があったと推認できる場合としており、本事業に関連のない違反については対象としておりません。入札条件としてご理解ください。詳しくは、事業契約書(案)第62条第1項第10号及び基本協定書(案)第7条第5項第1号から第4号を確認ください。

## 事業（案）及び要求水準書（案）等に関する質問・意見及び回答

( ) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業要求水準書  
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業基本協定書（案）

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
387	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	7	3契約解除違約金 (1)契約解除事由となる要求水準等未達事項 【参考】その他の事業者帰責による契約解除事由例	独占禁止法に違反した場合は、本事業に関して独占禁止法に違反した場合との理解で宜しいでしょうか。	契約解除事由にあたる独占禁止法違反は、本事業に関連する違反が認められた場合又は違反行為があった期間及び当該行為の対象となった取引分野が本事業の事業者選定期間及び当該取引分野に該当し、本事業においても違反があったと推認できる場合としており、本事業に関連のない違反については対象としておりません。詳しくは、事業契約書（案）第62条第1項第10号及び基本協定書（案）第7条第5項第1号から第4号を確認ください。
388	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について	3~	(イ) 要求水準等未達の影響にかかる違約金 A 工事完成物への影響：500万～5000万 B 安定給水・水質等への影響：500万～5000万 C 水道事業以外の影響（漏水、陥没）：20万～200万 D 市民や第三者への損害：50万～1000万 E 工事関係者等に損害：150万～300万	前項の表1の要求水準未達の違約金と、ここに記載している要求水準未達の影響にかかる違約金を、別に記載しているのは何か意味があるのでしょうか。	重要な契約条件の説明書の別添3のうち、表1については未達の発生に係る違約金について、当該箇所については未達の発生による影響に係る違約金として、それぞれ請求するために別途記載したものです。
389	別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について		違約金	違約金の算定根拠をお示しください。	違約金については、要求水準の未達の内容の非違性や有责性、要求水準の未達による影響に応じて、他の P F I 事業の事例も参考に設定しています。

質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。